

国分寺市男女平等推進行動計画

(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

推進状況年次評価報告書

【平成 23 年度 実施状況】



人はだれもが「ただその人である」というだけで、

かけがえのない存在です。

国 分 寺 市





目 次



I 評価の考え方・手法について	2
1 評価の目的.....	2
2 評価者とその役割.....	2
3 評価の頻度と公表.....	2
4 評価の方法.....	2
5 評価結果の反映.....	3
6 平成 23 年度男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ.....	4
II 男女平等推進委員会からの答申	5
III 施策別推進状況評価	17
課題 1 男女平等意識の醸成.....	18
課題 2 たがいの性の尊重と健康支援.....	23
課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶.....	25
課題 4 就労における男女平等の推進.....	32
課題 5 男女共同参画を支える環境の充実.....	36
課題 6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画.....	41
IV 数値目標の達成状況	44
V 評価方法の今後の課題	47
1 施策評価の基準の見直し.....	47
2 施策評価の視点の見直し.....	47
3 自己点検票の書式の見直し.....	47
4 重点評価項目と成果指標の設定.....	47
VI 参考資料	49
資料No.1 平成 23 年度推進状況内訳書.....	50
資料No.2 平成 23 年度自己点検票書式.....	67
資料No.3 平成 23 年度会議の開催状況.....	68
資料No.4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要.....	70
1 計画の目的.....	70
2 計画の位置づけ.....	70
3 計画の期間.....	70
4 計画の推進.....	70
5 計画の基本理念.....	71
6 計画の体系.....	72
資料No.5 国分寺市男女平等推進条例.....	74
資料No.6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程.....	79

I 評価の考え方・手法について

平成 20 年度から 22 年度の3年間の国分寺市男女平等推進行動計画(以下「計画」という)の進捗状況評価を行った際の課題を取り入れ、今年度は以下のような考えのもとに評価を行いました。

1 評価の目的

計画は、男女平等を推進するための施策を体系化したものです。計画がどの程度達成されたかを客観的に評価することで、どの分野で男女平等推進施策が進んだか、あるいは進んでいないか、どういう事業が効果的か、あるいは効果的でないかが明らかになり、次に取り組むべき課題等を明らかにすることができます。

また、男女平等を推進するためには、市民の方々に男女平等について理解していただくことが重要です。評価結果を市民に公表することで、男女平等に関する市民の理解が深まることが期待できます。

2 評価者とその役割

附属機関である国分寺市男女平等推進委員会（以下「推進委員会」という）からの意見と、国分寺市男女平等推進専門委員会（庁内の主に事業所管課所属の職員で構成する市の内部組織。以下「推進専門委員会」という）からの報告をうけて、国分寺市男女平等推進協議会（副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織。以下「推進協議会」という）で、総合的な評価を行います。

推進委員会の評価は、専門的、市民的見地をもった第三者的立場からの評価ですので、推進協議会は最大限その意見の趣旨を踏まえ、総合的評価を行うよう努めます。また、推進委員会は評価をするにあたり、市民、事業者等の意見が十分反映され、公正で市民にわかりやすい評価となるよう配慮します。

3 評価の頻度と公表

進行管理を計画的にするために、評価は毎年度実施し、その結果については、市が市民や事業者等に広く公表します。

4 評価の方法

計画の実効性を高めるため、以下の各段階を踏んで評価を行います。

(1) 所管課による自己点検票の作成

各事業の所管課は、自己点検票を用い、自らの事業について男女平等推進の視点（国分寺市男女平等推進条例第3条）及び施策評価の視点（計画策定当初に設定した施策ごとの評価視点）から、自己評価を行います。このことによって所管課は、事業の実施にあたり、男女平等推進の視点から、条例の基本理念を改めて認識するとともに、施策評価の視点から、自己の事業について具体的・客観的に振り返り、評価することができます。

所管課は、事務局である男女平等人権課に自己点検票を提出します。

(2) 推進委員会の評価

以下の手順をおって評価をします。

①所管課自己評価の点検

男女平等推進の視点及び施策評価の視点から、所管課から提出を受けた自己点検票の記入内容を検討します。

②所管課に対するリアリングの実施

事業の内容について直接所管課と質疑応答をする必要があると推進委員会が考えた所管課に対し、ヒアリングを行います。推進委員会がヒアリングをすることで、市職員の男女平等施策に対する考えを知ることができ、施策の推進を阻むものがあるとなれば、それは何であるのかを知ることができます。

③施策評価と提言

自己点検票の検討、ヒアリングの結果等をもとに、計画の推進状況を施策ごとに評価します。その際には評価理由を記載し、必要に応じて所管課に対する提言を行います。

評価をまとめて、市長に意見として答申します。

(3) 推進専門委員会の評価

所管課から提出を受けた自己点検票を、事業ごとに検討します。委員に所管課の職員がいる場合には、所管課としての意見を聞きながら、評価を進めます。A・B・C評価の場合には、評価理由を記載します（C評価は前年度並みという評価のため、原則として評価理由を記載しません）。

(4) 推進協議会の評価

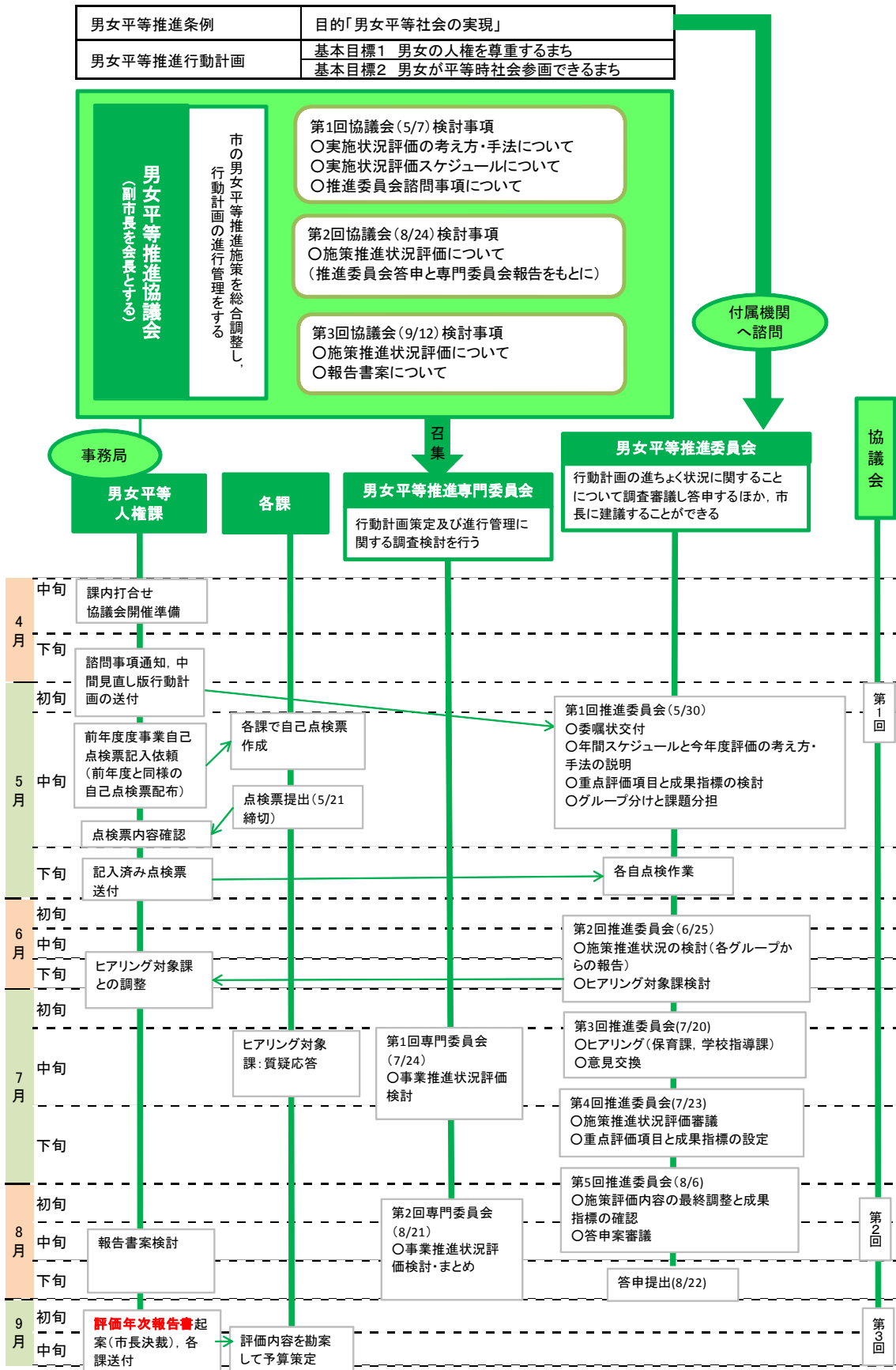
推進委員会からの意見と、推進専門委員会からの報告を受け、総合的な見地から市としての施策ごとの推進状況評価を行います。

5 評価結果の反映

市は、評価結果を年次報告書としてとりまとめ、市民および事業者等に分かりやすい形で報告します。

年次報告書は次年度予算策定前に公表しますので、所管課は次年度予算策定に評価結果を加味することができます。

6 平成 23 年度男女平等推進行動計画実施状況評価の流れ



Ⅱ 男女平等推進委員会からの答申

平成 24 年 8 月 22 日

国分寺市長

星野 信夫 様

国分寺市男女平等推進委員会
委員長 谷 口 郁 子

国分寺市男女平等推進行動計画の実施状況の評価について（答申）

平成 24 年 5 月 30 日付で、国分寺市男女平等推進行動計画の平成 23 年度実施状況の評価について諮問を受けました。

本委員会で審議の結果、実施状況の評価について別添のとおり取りまとめましたので答申します。

1. 本委員会における事業評価の経緯

国分寺市男女平等推進行動計画は平成 20 年 5 月にスタートしました。本委員会は、市長の諮問を受け、平成 20 年度は「行動計画の実施状況の評価にかかる指標及び方法について」を答申、平成 21 年度、22 年度、23 年度は「行動計画の達成度の評価について」答申いたしました。さらに、平成 23 年度は「行動計画」の中間見直し年であったことから平成 20 年度から平成 22 年度の 3 年間の総括評価についても答申いたしました。

2. 平成 23 年度の評価方法

(1) 施策評価作業について

今年度も評価は①所管課による自己点検票②ヒアリング（今年度の実施課は保育課、学校指導課）③総合評価の 3 段階による方法で行いました。昨年度までは事業ごとの評価と課題ごとの評価をしていましたが、今年度は施策単位で評価を行いました。

委員会での具体的な評価作業は、下記のように行いました。

- ① 委員長を除く 9 人の委員を 3 つのグループに分け、行動計画の 6 課題を 2 課題ずつ分担。各グループの担当課題につき、所管課作成の自己点検票に基づき男女平等推進の視点から分析を行う。
- ② 委員会で各グループの分析を報告し、検討する。
- ③ 委員会で施策別の評価及び評価理由・提言をまとめる。

(2) 施策評価の考え方について

本委員会の評価基準は、男女平等推進の視点からみた下記の考え方によって行っています。そのため本来の目的からは事業が進んでいても、男女平等推進の視点から質の向上が図られたと評価できなければ、D 評価とさせていただいた施策があります。もとより評価の目的は、計画の実効性を高めることにあります。そのため委員会としては、なぜこのような評価になったのかの評価理由を明示するとともに、提言を盛り込むことに力点をおきました。

各所管課におかれましては、本答申の内容を念頭に置きながら、平成 24 年度事業下半期の事業に取り組んでいただくとともに、来年度の予算作成に反映してくださることを期待します。

【評価基準】

A：進んだ

■前年度と比較して著しく進ちよくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど

B：やや進んだ

■前年度と比較して事業内容に進ちよくが見られたもの、改善を図ったものなど

C：あまり進んでいない

■前年度と同様の事業内容のもの。検討や準備を行ったもの

D：全く進んでいない

■該当事業に着手しなかったもの。

(3)重点評価項目・成果指標の検討について

行動計画の実効性と達成度を測るものさしとして、重点評価項目と成果指標の検討を行いました。いずれも平成20年度から23年度までの計画の推進状況、平成22年度に実施した「国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査」の分析結果、平成24年度から実施する国分寺市男女平等推進行動計画【中間見直し版】に新たに盛り込んだ施策を念頭において検討し、下記事項を設定しました。今後の事業達成に向けての数値化・具現化を図るよう要望します。

設定分野	重点評価項目	成果指標
市の重点課題	DV分野	指標1：DV防止の取組み・相談件数
ヒアリング実施分野	学校教育分野	指標2：学校教育への男女共同参画度指標 ○全教員における男女比 ○管理職における男女比
	保育分野	指標3：保育における男女共同参画度の推進のための保育充実度指標 ○待機児童数（人口調整の上近隣市と比較） ○病児・病後児定員数
平成24年度行動計画新規施策分野	高齢者介護分野	指標4：高齢者介護への男性の参加指標 ○親の介護における主たる介護者の男女比
	防災分野	指標5：防災分野への男女共同参画度指標 ○防災会議におけるメンバーの男女比
その他	モデル事業所	指標6：庁内における男女共同参画指標 ○庁内における係長職以上の男女比

3. 施策評価における特記事項について

26 施策評価の中でもより一層の努力と工夫を必要とする施策について特記します。

(1) 学校における男女平等教育の充実施策

目標1：男女の人権を尊重するまち
課題1：男女平等意識の醸成
施策(2)：学校における男女平等教育の実施

所管課は市が進める「男女平等推進行動計画」の理念、施策の目的を正しく理解し、その上で各事業内容を進め評価することが大切です。所管の自己点検票の精査の結果、事業内容と必ずしも合致していない、「施策評価の視点」が事業内容とずれている、評価基準が適当ではない等の問題点が見られました。

(2) 男女の人権に配慮した表現の推進施策

目標1 : 男女の人権を尊重するまち
課題1 : 男女平等意識の醸成施策
施策(5) : 男女の人権に配慮した表現の推進

男女平等等の視点による表現のガイドライン作成が現在は作成案にとどまっているなど進んでいない事業があります。また、各所管課で連携が十分に行われていません。

(3) 事業者への啓発と支援施策

目標2 : 男女が平等に社会参画できるまち
課題4 : 就労における男女平等の推進
施策(1) : 事業者への啓発と支援

雇用における男女平等に関する調査が行われていないため、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発が進んでいません。

4. まとめ

- (1) 各所管は条例の理念と目的を正しく認識して行動計画を着実に進めてください。
- (2) 行動計画の進行管理に行動計画重点評価項目と成果指標を設定しました。すでにある3つの数値目標(目標に掲げている達成数値)と前記の6つの成果指標によって行動計画の実効性を高めてください。また、各所管においても男女平等推進の視点からの成果指標や達成数値目標を設定し、事業の達成目標をより鮮明に打ち出すことが必要と考えます。
- (3) 男女平等推進モデル事業所をめざすという立場で市役所内の男性の育児休業取得率が対象者となる男性の1割、審議会等の委員における一方の性が4割を下回らない、市役所の女性管理職が全管理職の25%以上(平成24年度見直しで10%に設定)という3つの数値目標実現のための具体策に取り組んでください。
- (4) 国際化に伴い各所管課等は、ハーグ条約等、国際社会における取組みと本市行動計画とが密接に関係あることを認識し市民への啓発に努めてください。

※計画の体系図については、本報告書4・5ページと重複するので掲載を割愛します。

【施策別評価理由と提言】

目標 1 男女の人権を尊重するまち

課題 1 男女平等意識の醸成

施策（1）家庭や地域における男女平等の意識づくり

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】</p> <p>講座開催に関して、具体的な工夫が見られた。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆市民と接する職員の積極的な研修が必要である。特に公民館職員、保育士への研修を充実させる。◆男性保育士の所属している保育所を園行事・地域交流で活用するなど現場の状況を活かした工夫をしてほしい。◆東日本大震災を踏まえて、講座などにジェンダーの視点を取り入れた事業の展開を期待したい。◆ハーグ条約批准など、国際社会における潮流について、学習の機会を設けてほしい。

施策（2）学校における男女平等教育の充実

評価	評価の理由と提言
D	<p>【理由】</p> <p>いじめ調査、サービス事故防止研修などは、主旨が全く異なる事業である。その事業の内容としてジェンダーに配慮した事業をしているのかが読み取れない。教員への男女平等意識の徹底がこの施策の要である。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆教科書選定の際にジェンダーの視点を取り入れた選定を行ってほしい。◆中学生の職場体験学習において、希望者内に性による偏りが発生しやすい職場について教員がバランスを配慮してほしい。◆男女平等推進条例についての児童生徒用パンフレットを授業で活用してほしい。◆教員自身が「隠れたカリキュラム※」に気づくための事業を展開してほしい。 <p>「隠れたカリキュラム※」</p> <p>学校で習慣化されていることや教師たちの無意識の言葉や態度から子どもたちに伝えられるメッセージのこと。何気ない日常の中で積み重ねられていく教員の意識の中にあるジェンダーバイアスが隠れたカリキュラムとなって、女の子たちの自立心や自尊心を傷つけ、男の子たちにはプレッシャーとして作用することがある。</p>

施策（3）庁内における男女平等意識の徹底

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】</p> <p>各事業および研修が実施されていない。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆対象や階層を絞り、テーマ・ねらいを明確にしての、職員研修実施を望む。◆事業委託先等へも男女平等に関する研修を実施してほしい。◆職員意識調査を速やかに実施し、公表してほしい。

施策（4）男女平等に関する実態把握

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 男女平等に関する市民意識・実態調査を実施してデータを作成したことは評価できる。</p> <p>【提言】 ◆調査結果の公表に際し、データなどを駆使し、わかりやすく示すとともに、もっと市民の目にふれやすいように、市報の活用や図書館への配備などの工夫をしてほしい。</p>

施策（5）男女の人権に配慮した表現の推進

評価	評価の理由と提言
D	<p>【理由】 男女平等の視点による表現のガイドラインが案にとどまっており、作成されていない。作成されていないために進んでいない事業がある。限定された人々への学習機会があるだけで広がりが無い。</p> <p>【提言】 ◆ガイドラインの作成が急務である。各所管で早く連携と協議を進めることが必要。 ◆学校教育において教員対象の研修だけではなく、児童生徒に向けてのメディア・リテラシー教育が必要。 ◆メディアを活用する技術教育とともに、メディアを読み解く教育も必要。</p>

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策（1）たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 具体的な事業として前年度を上回る事業が見あたらない。</p> <p>【提言】 ◆公民館などで、若い世代に訴える機会や活動を行う中で啓発をすすめることができないか検討してほしい。その中で地域の大学や高校などと連携を模索することはできないか。 ◆学校教育に関しては「たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供」する授業を行ってほしい。例えば保健師などによる講師派遣などを検討してほしい。 ◆健康推進課には子宮頸がん予防ワクチンの接種だけではなく、HIV・性感染症などについての正しい理解を広めるよう市としてできる啓発をしてほしい。</p>

施策（２）性差や年代に応じた健康支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 着実に事業が展開されている。</p> <p>【提言】 女性特有の疾病・健康上の課題などについてはもちろんであるが、男性特有の疾病*などについても、市民に対して啓発をしてほしい。</p> <p>男性特有の疾病* 前立腺肥大症，前立腺炎，前立腺がん，精巣がん，陰茎がん，勃起障害など。また，女性のみならず男性にも更年期障害がある。</p>

課題 3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策（１）ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 広報啓発事業等で必要なのは、誰にも相談できず潜在化しているDV被害者の救済であり、そのために問題点を相談に結びつけるための更なる工夫が必要である。また、学校指導課からはいじめに関する事業実績のみがあげられており、DV予防策が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆デートDVに関する啓発事業の「今後の課題」には、具体的な提案をしてほしい。また、受講生の反応（感想等）も課題に反映してほしい。 ◆デートDVの啓発のために児童館の「中高生タイム」を活用してはどうか。 ◆市内のすべての小・中・高校の児童，生徒，保護者，教職員を対象に「暴力予防教育」の講座を実施し，共通認識を持たせることが必要。</p>

施策（２）ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 各課の事業についてはおおむね着実に行われているが、引き続き工夫しながら推進してほしい。</p> <p>【提言】 ◆今後の課題としては各機関との連携の強化のために、連携シート，対応マニュアルの作成を徹底してはどうか。 ◆関係者（囑託，業務委託先，指定管理者等を含む）全てに対して，共通のDV研修を実施してほしい。 ◆「虐待防止担当教員」の専門性を高めるための研修を行ってほしい。 ◆庁内の情報管理を一層徹底すべきであり，特に学校・保育所について重点的に配慮する必要がある。 ◆健康推進課の事業実績数値は，対象者何人に対してどれだけ実績があったのかが見えるようなものとされたい。</p>

施策（3）相談業務の充実と関係機関との連携

評価	評価の理由と提言
B	<p>【理由】 おおむね良い。引き続き行動計画に沿って事業を推進してほしい。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆異なる部署間の連携においては、それぞれの役割分担を明確にするよう望む。 ◆相談員の専門性を重視し、相談者が同水準の相談を受けられるように、相談対応マニュアル・指針等の整備に努める必要がある。 ◆二次被害防止のための研修には、市職員のみならず事業委託先等の職員も参加できるようにしてほしい。庁内マニュアルの周知・徹底も必要である。 ◆職員課には、とりわけ行動計画に沿った事業展開を望む。

施策（4）セクシュアル・ハラスメント等の防止

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 セクハラ対策は重要な課題であり、セクハラ防止のため市役所の真摯な取り組みが必要であるが全体的におざなりではないかと考えられる。特に学校指導課については、実績数値等が未記入であり評価ができない。また、学校におけるセクハラ相談員の対象や業務が明確でなく、そのステータスも明らかでないことが問題である。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆全庁的なセクハラ防止への取り組みが必要である。 ◆庁内のセクハラ防止研修の参加者を拡大すべきであり、新人だけでなく管理職についても対象とすることが必要。また研修内容も一方的な講義でなく、問題意識をもてるような形式を工夫すべき。 ◆セクハラ防止については、相談員の位置づけ(外部委託も含め)、相談室の設置、対応マニュアルの整備等相談しやすい体制の整備とともに、相談員の専門性、質の向上にも努めてほしい。 ◆学校については、学校指導課がセクハラ相談員を集め、子どもに対するセクハラ防止の研修を行ってほしい。

施策（5）人権侵害を予防するための支援

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 ストーカー等の防止の取り組みについて、十分ではないため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ストーカー対策等として市としては何ができるか検討してほしい。 ◆ストーカー等の防止について講座の内容に工夫をし、一層の啓発に努めてほしい。担当課においては、小・中・高校生、保護者、教職員すべてを対象とした啓発研修、相談先の周知等の具体的課題を設定してほしい。

目標2 男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

評価	評価の理由と提言
D	<p>【理由】 評価シート作成時点では公共調達条例が可決されていなかったため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆平成24年6月に可決・成立した、国分寺市公共調達条例の趣旨を施策に活かしてほしい。◆雇用の分野における市の役割を明確にし、できることから速やかに実施してほしい。◆実態調査を実施して、施策実施の際の参考にしてほしい。◆「就労支援ネットワーク」の立ち上げと相談会の実施を行ってほしい。

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 4-1に同じ</p> <p>【提言】 4-1に同じ</p>

施策(3) 起業・再就職への支援

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 この施策については必ずしも実効性(成果)が上がっているか見えてこないため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆小口融資あっせん制度については、女性の利用希望者が増加するようにPR活動にも努めてほしい。◆女性起業家から話を聴く懇談会と相談会をセットにした企画の実施を検討してほしい。◆地域資源、仕事おこしなど地域の実情に応じた情報提供、支援を実施してほしい。

施策(4) 働き方における格差の是正

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 全体的に啓発事業に対し、より効果的な情報提供の工夫の余地があると感じられるため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆事業内容が情報提供であるが、漫然とパンフレット等を置くだけでは効果が見えないので、実効性のある方法を工夫するとともに、情報提供のための効果的な具体策を入れてほしい。◆事業所の待遇の状況についても、実態把握を実施してほしい。◆働き方における男女の格差是正は男性にも当てはまっており、今後行動計画策定時にこの点も明確にするような検討をしてほしい。

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）」の推進

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 ワーク・ライフ・バランスの意味や意義，用語すらも市民一般に浸透していないというのが実情と思われる。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員課においては「男性の育休取得率」が実績として挙げられているが，育休取得率はワーク・ライフ・バランスの一つの側面にすぎないので，たとえば，残業実態も検討，評価の対象としてほしい。 ◆市役所にはワーク・ライフ・バランスへの対応において，市内事業所のモデル（事業所）となる必要がある。 ◆男女平等人権課においては「情報誌での掲載回数」が，経済課においては「ワーク国分寺への広報回数」のみが実績として挙げられているが，市報を通じてなど，「市民全体への広報活動」とするよう抜本的改善を望む。

施策（2）子育てへの支援

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 認可保育所の定員が大幅増員されていることは実績として評価されるが，市民がサービスを受けられて（数が充足して）初めて評価ができる。数の充足のみならず，質の向上がこの施策の評価対象である。諸事業が，対象となっている市民全体に広報されているかどうか，たとえば地域的な偏りがないかが疑問となる。対象者に対する参加人数などを実績数値としてあげるよう可視化の工夫が必要。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育課は「入園待機児をどのように減らしてきたか」を実績として明らかにした方が，男女平等推進の進ちょく状況がわかりやすい。 ◆保育時間の延長だけでなく，市民レベルでの切実な育児支援課題を探り，具体化して行ってほしい。 ◆対象者への広報活動，事業内容全般を通して，「全体のボトムアップをはかる」という考え方を望む。

施策（3）介護への支援

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 それぞれの事業において担当課の実績が認められるが，男女平等推進の観点からの目的意識や自己評価が読み取れない。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆相談されている問題の背景に，固定的性別役割分担意識があるのではないかと課題を探り，予防をするための対応策を検討してほしい。 ◆相談件数が多いことに比して，具体的な事業実績が「食生活改善料理教室への男性参加人数」や「介護者交流会参加者数」にとどまっていることにちぐはぐさを感じる。事業種類の拡大，事業の質の向上を望む。

施策（4）生活の安定と自立の促進

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 それぞれの事業において担当課の実績が認められるが、男女平等推進の観点からの目的意識や自己評価が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆ひとり親ホームヘルプサービスについては、制度の周知が不十分と感じられたので、PR 方法に工夫をしてほしい。 ◆障害者への支援については、地域に支援拠点が広がってきており、ネットワーク化されてきていることは評価できる。今後は、障害者の自立に対しても、男女平等の視点を盛り込んだ支援策の強化に期待したい。</p>

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（1）庁内における男女共同参画

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 女性委員比率（政策経営課）、庁内の職員の偏りの解消事業の実績数値の未記入（職員課）、女性管理職登用促進の所管課の評価の通り、前年度からの進捗よくが見受けられない。</p> <p>【提言】 ◆この施策の進捗よく状況の遅れについては、毎年度推進委員会で指摘事項となっている。「あて職」とか「異動自己申告」の実態の反映でもあると思われる。女性委員、女性職員比率等は、たとえば、東京都や他市との比較なども参考にしながら啓発・改善に努めたらどうか（ただし、女性管理職比率に関しては、全職員における男女比も考慮すべきである）。</p>

施策（2）地域における男女共同参画

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 講座の回数や受講者数から、事業そのものの実績は認められるが、男女平等の観点からの成果が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆事業実績や自己評価が、「講座開催数」や「講座参加者数」に重点が置かれすぎている。男女平等人権課が自ら課題としているように、「講座開催だけでなく、講座を受講したことをきっかけに…」意識や活動参加が進展することを望む。 ◆協働コミュニティ課における市民活動推進に関しては、男女の参加人数だけで成果を見るのではなく、政策・方針への男女共同参画につながるような事業を望む。</p>

施策（3）新たに取り組む必要とする分野への男女共同参画

評価	評価の理由と提言
C	<p>【理由】 前年度と比べて、具体的な進捗がみられなかったため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none">◆総合防災訓練が中止となり、具体的に検証する作業や、拡充に向けての取組みを市民に伝えることができなかったことは残念である。次年度に確実な成果を挙げられるよう期待する。◆防災分野及び歴史的に男女の役割分担を機能的に行ってきた農業経営においては、なぜ男女平等を推進していかなければならないか、その必然性、必要性が市民の目からすると十分浸透していないように感じる。制度の周知の際には、その必然性・必要性を明確に示してほしい。◆地域の防災会議や防災に関する意思決定の場にどのように男女の不平等があるのか、現状やデータを市民に示すとともに、防災に関しての意思決定に女性の意見を反映できるような体制を整備してほしい。被災地では女性の意見の反映が必然となっている

Ⅲ 施策別推進状況評価

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策別推進状況表の見方

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

【施策評価の視点】

- 男女平等・共同参画の社会意識の重要な部分を形成する固定的な性別役割分担意識を改善したのか。
- 市民への意識啓発の方法は、効果的であったのか。
- 地域において、男女平等教育が推進されているのか。
- 地域において、男女平等教育が推進されているのか。
- 地域において、男女平等教育が推進されているのか。
- 地域において、男女平等教育が推進されているのか。

施策評価をするにあたり、推進委員会で行動計画策定当初に定めた視点です。

行動計画記載の事業内容です。

事業名	担当課	計画記載	報告書の23年度主な事業実績	専門委員会評価	
(No.1～3) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 保育課	男女平等推進センターのエンパワーメントの解消などをすすめる。男性への理若年層とともにすすめる。	女性の育児参加支援・女性のための講座等、該当講座開催11回延べ110名 【公民】幼い子のいる親のための問題講座等の該当学習会74回 【保育】55回・保育室473回【保育】保育の中で男女隔てない保育を行う 【公民】市民・地域交流で男性保育士の存	B 講座の実施内容に工夫がみられたため。	
		部			
		政策	総合情報課 [情報] 政策経営課 [経営]		
		総務	総務課 [総務] 職員課 [職員]		
		市民生活	くらしの安全課 [くらし]		
			市民課 [市民] 経済課 [経済]		
			協働コミュニティ課 [協コミ] 文化のまちづくり課 [文まち]		
			男女平等人権課 [男女]		
		福祉保健	生活福祉課 [生福] 障害者相談室 [障害者]		
			健康推進課 [健推] 高齢者相談室 [高齢者]		
			介護保険課 [介護]		
			子ども福祉	保育課 [保育] 子育て支援課 [子支援]	
子育て相談室 [子相談]					
教育	学校指導課 [学校] 公民館 [公民]				
	図書館 [図書]				

所管から提出を受けた自己点検票記載の、事業実績の抜粋です。所管課名は下記の略称で表しています。

内部職員で組織する男女平等推進専門委員会での評価と評価理由です。原則C評価(前年度並み)以外の評価には評価理由をつけています。専門委員会の評価は、事業別評価です。

市長から諮問を受けた有識者・市民等で組織する男女平等推進委員会の評価です。

推進委員会の評価理由と提言です。推進委員会の評価は施策別評価です。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価	B	〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉
協議会(総合)評価	B	〈協議会による施策別評価理由と今後の見通し〉

【理由】
講座開催に関して、具体的な工夫が見られた。

【提言】
◆市民と実させる。状況を活かす。

専門委員会の評価と推進委員会の評価を基に、市の男女平等問題を総合的に推進するために設置された男女平等推進協議会(副市長を会長とし6人の部長で組織)で行った評価です。

職員、保育士への研修を充実させ、地域交流で活用するなど現場の状況に応じて講座などにジェンダーの視点を国際社会における潮流につ

男女平等人権課が情報誌のテーマとして、震災やステップファミリーという新たな社会の課題を取り上げ、国際理解講座で招聘する講師の半数を女性に設定するなど、女性視点での取り組みが評価された。

改善をこころいいて工夫等に関する提言は、進点である。今後は、より効果的な「見える化」を意識したアンケートの活用(アンケートの活用)を検討が必要。

すべての評価の評価基準です。前年度比進捗よく度評価となっています。

協議会の評価理由と今後の見通しです。協議会の評価は施策別評価です。

課題1 男女平等意識の醸成

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○男女平等・共同参画の社会意識の重要な部分を形成する固定的な性別役割分担意識は、市民に対する意識啓発によって、どのくらい改善したのか。</p> <p>○市民への意識啓発の方法は、効果的であったのか。</p> <p>○地域において、男女平等教育が推進されているのか。</p> <p>○家庭において、男女平等教育が推進されているのか。</p> <p>○市民の男女平等・共同参画社会づくりについての理解が進んでいるか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.1~3) 男女平等に関する学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 保育課	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男性への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取組みます。	[男女]男性の育児参加支援・女性のための就労支援等、該当講座開催11回延べ266人参加 [公民]幼い子のいる親のための教室・女性問題講座等の該当学習会74回・講座開催155回・保育室473回 [保育]日々の保育の中で男女隔てない保育を行うほか、園行事・地域交流で男性保育士の存在を示す。	B 講座の実施内容に工夫がみられたため。
(No.4~6) 男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等人権課 図書館 総合情報課	男女平等の推進に関する情報を収集し、市民へ効果的に情報提供していきます。	[男女]情報提供回数5回 [図書]男女平等等を主題とする図書の購入・提供、啓発パンフレットの提供 [情報]市報発行・HP作成時に男女平等を意識した広報活動を行った。	B 情報提供方法に工夫が見られたため。
(No.7~9) 国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課 公民館 文化のまちづくり課	男女平等社会実現の取組みは、国際社会における取組みと密接な関係があります。国際的な潮流や各国の生活様式の違いなどについて理解し、学習する場を提供します。	[男女]職員の各国の離婚事情の研修参加、計画見直し版に国際的な潮流掲載 [公民]日本語教室開催65回 [文まち]国際協会へ補助金支出し国際理解講座実施4回(①「発展する小さな巨人ー都市国家シンガポールの現状と今後の課題」、②「トラックでアフリカ横断の旅ーアフリカの自然と多様な原住民の生活を見る」、③「中央アジアーカザフスタンの今を聞く」、④「アラブの春と今後の中東情勢の行方について」)。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ (前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ (前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>講座開催に関して、具体的な工夫が見られた。</p> <p>【提言】</p> <p>◆市民と接する職員の積極的な研修が必要である。特に公民館職員、保育士への研修を充実させる。◆男性保育士の所属している保育所を園行事・地域交流で活用するなど現場の状況を活かした工夫をしてほしい。◆東日本大震災を踏まえて、講座などにジェンダーの視点を取り入れた事業の展開を期待したい。◆ハーグ条約批准など、国際社会における潮流について、学習の機会を設けてほしい。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>講座の内容に前年度より工夫・改善をこらしている点は事業の前進点である。今後は、より効果的な学習機会の提供方法について工夫をするとともに、成果の「見える化」を意識したアンケートの実施(受講前後で男女平等に関する意識がどう変化したのかを質問するなど)検討が必要である。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策（2）学校における男女平等教育の充実

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○教育活動において、男女平等教育が推進されているのか。</p> <p>○職場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているのか。</p> <p>○教職員の研修において男女平等・共同参画教育の啓発は適切になされているのか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.10)男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	各教科・道徳・特別活動等教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に応じた人権尊重、男女平等意識を育む教育を推進します。	国分寺市男女平等推進行動計画における基本目標の達成を踏まえ、人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を行った。道徳では学習指導要領の内容項目にある「お互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助け合う」(5・6年)等の授業や特別活動の学級活動の内容として「男女相互の理解と協力」を踏まえた取組みを全校で実践している。	B 人権教育推進委員会の開催回数は減少しているが女性を対象に取り上げて研究したため。
(No.11)性別にとらわれない職業意識の醸成、進路指導	学校指導課	職場体験や進路指導などにおいて、性別による固定的な役割分担意識にとらわれず主体的に進路を選択する能力・態度を育みます。	生徒の勤労観や職業観を育成するために、職場体験活動を各中学校で3日間行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育を一層推進するために、キャリア教育・進路指導推進委員会を年間2回開催した。	B 3月末時点での進路未決定者が二人のみであるため主体的に進路を選択していると評価できる。
(No.12)教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	男女平等教育研修を充実し、教職員に対する男女平等意識の徹底を図ります。	各学校で学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。また、教員研修では、セクシャル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校における服務事故防止研修を年間2回実施している。さらに毎月の校長や副校長の連絡時に服務事故事例を使いながら事故防止のための啓発を行っている。	B 研修は実施していないが、個別に校長から事故防止の啓発を確実に行っており、工夫がみられるため。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
D

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ (前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ (前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたものの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>いじめ調査、服務事故防止研修などは、主旨が全く異なる事業である。その事業の内容としてジェンダーに配慮した事業をしているのかどうかを読み取れない。教員への男女平等意識の徹底がこの施策の要である。</p> <p>【提言】</p> <p>◆教科書選定の際にジェンダーの視点を取り入れた選定を行ってほしい。◆中学生の職場体験学習において、希望者内に性による偏りが発生しやすい職場について教員がバランスを配慮してほしい。◆男女平等推進条例についての児童・生徒用パンフレットを授業で活用してほしい。◆教員自身が「隠れたカリキュラム※」に気づくための事業を展開してほしい。※学校で習慣化されていることや教師たちの無意識の言葉や態度から子どもたちに伝えられるメッセージのこと。何気ない日常の中で積み重ねられていく教員の意識の中にあるジェンダーバイアスが隠れたカリキュラムとなって、女の子たちの自立心や自尊心を傷つけ、男の子たちにはプレッシャーとして作用することがある。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>計画記載の事業について、服務事故防止研修を実施するなど、多少の取組みは見られるものの、教職員に対する男女平等推進に特化した研修は行っていないため、総じて前年度並みの実施状況であると評価される。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(3)庁内における男女平等意識の徹底

<p>【施策評価の視点】 ○市職員をはじめとした実態の格差と意識などがくれた格差の是正に向けた各種取組みの実績とその成果はどうか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.13~16) 職員への男女平等研修の実施	職員課 男女平等人権課 保育課 子育て支援課	職員への男女平等意識の徹底を図るため、職員研修を実施します。全職員対象の研修のほか、対象や階層をしばった研修を行います。	[職員]東京都市町村職員研修所への派遣研修(10人)、庁内研修(新任研修13人、セクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント防止研修40人)。 [男女]実績なし。 [保育]研修実績なし。 [子支援]日常業務の中で職員同士で気をつけている。	D [男女]と[保育]で研修が未実施であるため。
(No.17,18) 男女平等に関する職員意識調査の実施	職員課 男女平等人権課	男女平等に関する職員意識調査を行い、研修等を効果的に進めるための資料とします。	[職員]実施なし。 [男女]男女平等推進行動計画評価のための自己点検票を、各課職員に提出してもらった。ここから、日ごろ従事している事業に男女平等推進の視点を盛り込むことがあまり意識されていないことがあるということが読み取れた。	C 意識調査そのものの実績はないが、全体としてみると前年度並みと評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A: 進んだ (前年度の進捗と比べて著しく進捗したもので、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ (前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

＜推進委員会による施策別評価理由と提言＞

<p>【理由】 各事業および研修が実施されていない。 【提言】 ◆対象や階層を絞り、テーマ・ねらいを明確にしての、職員研修実施を望む。 ◆事業委託先等へも男女平等に関する研修を実施してほしい。 ◆職員意識調査を速やかに実施し、公表してほしい。</p>
--

＜協議会による施策別評価理由・今後の見通し＞

<p>前年度並みの研修実績である。市の職員がどのような意識のもとに事業をおこなっているかは、今後の対策を検討する上で重要なデータとなる。早急に職員意識調査を行い、研修を効果的に行っていく必要がある。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(4)男女平等に関する実態把握

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○男女平等に関する資料が、市民にわかりやすく整備され、情報が発信されているか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.19) 男女平等に関する市民意識・実態調査	男女平等人権課	無作為抽出による調査を行い、市民の意識や実態を把握します。	平成22年度に実施した国分寺市市民意識・実態調査を、平成23年度中に市として分析し、調査報告書としてまとめて10月に発行した。分析の際には、推進委員会の委員などに個別に協力をしていただいた。	B 過年度に実施した調査の利用に工夫がみられたため。
(No.20) 資料・データ等の整備	男女平等人権課	市の各部署が保有する様々なデータ等を男女平等推進の視点から整理し、施策に反映していきます。	男女平等推進状況評価報告書を発行(11月)した。男女平等推進行動計画中間見直し版に、平成22年度実施の国分寺市市民意識・実態調査のデータを積極的に盛り込んで、情報発信した。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ (前年度の進捗と比べて著しく進捗したもので、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ (前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>男女平等に関する市民意識・実態調査を実施してデータを作成したことは評価できる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆調査結果の公表に際し、データなどを駆使し、わかりやすく示すとともに、もっと市民の目にふれやすいように、市報の活用や図書館への配備などの工夫をしてほしい。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>市民男女平等意識・実態調査は毎年実施するものではないため、実施した際のデータをいかに活用し、市民にわかりやすく伝えていくかがこの施策から求められると考える。その点においては、男女平等推進行動計画の中間見直し版に、上記調査のデータを多く盛り込んだことは改善点として評価できる。今後は、より市民に分かりやすい形での情報の提供を行うよう、工夫が必要。</p>

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	1. 男女平等意識の醸成

施策(5)男女の人権に配慮した表現の推進

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○メディア・リテラシー(メディア情報を主体的に読み解き、批判できて発信する力)教育が推進されているか。</p> <p>○メディア・リテラシー教育において、多様な性や男女平等・共同参画に配慮した視点があるか。</p> <p>○チラシやポスター、ホームページ作成の際には、性別や性の多様性に対する人権侵害や差別を生じないよう配慮した表現となっているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.21～23) メディア・リテラシー(情報活用能力)を育成する学習機会の充実	男女平等人権課 公民館 学校指導課	メディアに描かれる男女の性役割や暴力を助長する表現などに敏感になり、一人ひとりがメディアからの情報を主体的に読み解く力・活用する力をつけるための学習を推進・支援します。インターネット上の人権侵害の防止のための情報提供を行います。	[男女]行動計画中間見直しの際にメディアリテラシーを再定義。講座の中でメディアリテラシーを啓発。[公民]保育室活動を考える会でインターネットを通じた人権侵害に関する話し合いを行った。[学校]教員と保護者を対象にした情報教育・ICT教育活用委員会を年間3回開催し、情報教育の推進に努めた。小・中学校教員のコンピュータ実技研修会を夏季休業中に実施した。	B [学校]において、初めて保護者も対象に含めて研修会を実施した点が評価できるため。
(No.24～26) 男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課 男女平等人権課 公民館	「男女平等の視点による表現のガイドライン」をつくり、その活用を通じて市が情報を発信する際には、ジェンダー(社会的性別)にとらわれず、人権を尊重した表現を徹底します。	[情報]男女平等人権課と連携して、内閣府や区市町村等から男女平等の推進に関する情報の収集と提供に努めた。[男女]平成22年度に作成したガイドライン案から、進展しなかった。[公民]公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を行っている。	C 専門委員会で検討したガイドライン案が庁議で修正を指摘され、そのまま凍結となっているため。
(No.27,28) 「男女平等の視点による表現のガイドライン」の普及	男女平等人権課 公民館	人権に配慮した情報発信が行われるよう、「男女平等の視点による表現のガイドライン」について市民に広報します。	[男女]男女平等の視点による表現のガイドラインが作成・発行できていない。[公民]所管課ではない(平成24年度中間見直し版から所管課から外した)	D ガイドラインが未作成のため事業への着手が認められないため。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
D

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもので、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>男女平等の視点による表現のガイドラインが案にとどまっており、作成されていない。作成されていないために進んでいない事業がある。限定された人々への学習機会があるだけで広がりが無い。</p> <p>【提言】</p> <p>◆ガイドラインの作成が急務である。各所管で早く連携と協議を進めることが必要。◆学校教育において教員対象の研修だけではなく、児童生徒に向けてのメディアリテラシー教育が必要。</p> <p>◆メディアを活用する技術教育とともに、メディアを読み解く教育も必要。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>「男女平等の視点による表現のガイドライン」の作成が中断しているため、このような評価となった。学校において、教員のみならず保護者も対象とした研修会を行った点は評価できる。今後ともメディアを活用する技術教育のみならず、メディアにおける人権侵害、メディアを読み解く教育につき、児童に伝えてもらいたい。</p>
--

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(1)たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

<p>【施策評価の視点】 ○リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の考え方の普及と啓発に向け、講座開催、啓発誌の配布、研修等の啓発事業が行われたか。 ○多様な性を理解し、人権を尊重する意識の醸成は行われたか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.29～31) たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課 子育て支援課 学校指導課	男女平等推進センターにおける講座等を通じて、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)」の普及を図ります。若年層が学習できる場として、児童館と連携した取組みを行います。学校教育の場において、人権尊重の視点に立ち、性について正しい理解を得るための授業を行います。	[男女]講座の中で、「主体的に子どもを産み・育てる」という話に言及した。[子支援]館内宿泊実施回数9回、延べ人数451人。日常の児童館において、児童が自然な関わりを持てるよう配慮している。[学校]小学4年生の体育で体の発育・発達について、中学1年生で思春期には生殖にかかわる機能が成熟することや成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。	C 子育て支援課においては、具体的な学習機会の提供がなされておらず、総じて昨年度並みと評価されるため。
(No.32～34) HIVや性感染症などに関する情報提供	男女平等人権課 健康推進課 学校指導課	HIVや性感染症について正しい知識の普及のため積極的に情報提供を行います。	[男女]行動計画中間見直し版に、「性感染症」、「HIV」に関する定義を掲載。[健推]基本的にHIV・性感染症は、都の事業である。市では、相談時に対応(質問に答えるなど)したりクリニックについての紹介を行っている。今後の課題として子宮頸がん予防ワクチンに対する知識の普及をはかる必要がある。[学校]小学6年生の体育でエイズの予防指導、中学3年で感染症(性感染症服薬)予防などを指導している。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもので、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 具体的な事業として前年度を上回る事業が見あたらぬ。</p> <p>【提言】 ◆公民館などで、若い世代に訴える機会や活動を行う中で啓発をすすめることができないか検討してほしい。その中で地域の大学や高校などと連携を模索することはできないか。 ◆学校教育に関しては「たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供」をする授業を行ってほしい。例えば保健師などによる講師派遣などを検討してほしい。 ◆健康推進課には子宮頸がん予防ワクチンの接種だけでなく、HIV・性感染症などについての正しい理解を広めるよう、市としてできる啓発をしてほしい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>たがいの性を理解し、尊重することは、男女平等教育を推進する上で重要な事項である。毎年実施することは難しいかもしれないが、計画的に学習機会の提供を実施することが必要である。また、確かにHIV・性感染症対策は都の事業ではあるが、最も住民に身近な基礎自治体である市としての情報を提供していくことは効果的である。様々な機会を活用して情報の提供を進めることが必要。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	2. たがいの性の尊重と健康支援

施策(2)性差や年代に応じた健康支援

<p>【施策評価の視点】 ○性や健康に関する相談事業の充実を図られているか。 ○とりわけ女性の生涯を通じた健康の保持と増進の支援に向けて、多様なライフスタイルと年齢による変化に対応した形で、情報提供から相談までの各種の健康支援策が十分に行われているか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.35)性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	女性特有の疾病や健康上の課題について、講演会を開催するなど情報提供を行います。	女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がんなど)を実施した。女性講座においては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。講座参加者:延68名、保育利用者:延6名また、3~4ヵ月児健診時に産婦相談を実施している。24回929名に実施した。	C
(No.36)性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗しょう症検診、乳がん検診、子宮がん検診を実施します。	骨粗しょう症検診は、20歳以上の女性を対象、いずみプラザで5日間494人受診。乳がん検診は、30歳代以上の女性を対象、国分寺市医師会公衆衛生センター及び東京都がん検診センターで実施、2,704人受診。子宮がん検診は、20歳代以上の女性を対象、国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施、2,327人受診。	C
(No.37)妊産婦への支援	健康推進課	母子の健康に着目した健康指導、健康診査を実施します。	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)につき、出生通知書の提出がなくても妊娠届提出をうけて訪問するという新たな取り組みを行った。、乳幼児健診の実施や3~4ヵ月児健診と同時実施の産婦相談事業実施。女性のがん予防講座など各種講座を保育つきで実施。	B 全戸訪問に向けて新たな取り組みをすすめたことが評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 着実に事業が展開されている。</p> <p>【提言】 女性特有の疾病・健康上の課題などについてはもちろんであるが、男性特有の疾病※などについても、市民に対して啓発してほしい。 ※前立腺肥大症、前立腺炎、前立腺がん、精巣がん、陰茎がん、勃起障害など。また、女性のみならず男性にも更年期障害がある。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>健康推進課で全戸訪問に向けて新たな取り組みをすすめたことは事業の前進である。しかし、施策を総体的にみると前年度並みの実績であると評価される。実績数値の出し方としては、より市民が分かりやすい数値となるよう工夫が必要。</p>
--

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1)ドメスティック・バイオレンスの予防のための取り組み

<p>【施策評価の視点】 ○夫婦、カップル間、とりわけ女性に対する暴力の防止に向け、実施された取り組みの状況とその効果が上がっているか。 ○若年層に向けた暴力防止の取り組みがされているか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.38) 広報啓発活動による普及	男女平等人権課	DVのメカニズムや背景、実態などについて市民や医療・福祉機関などの関係者の理解が深まるよう、さまざまな機会を通じて広報活動を行います。	啓発講座5回開催(①落語を通じてのDV啓発、②離婚などに関する法律講座、③自尊心を高める女性のための護身術講座、④ワールドカフェ形式で夫婦の関係とDV家庭の危険性への啓発講座、⑤DV被害関係者のみでDVIについての知識を深める講座)。DV啓発リーフレットを、市内27か所計540枚補充配布した。	B 様々な市民を対象とすべく講座を実施した点に、工夫が認められる。
(No.39・40) 「デートDV」に関する啓発	男女平等人権課 子育て支援課	「デートDV」について、若年層が主体的に考えることができるよう、児童館などにおいて予防のための学習の場をつくります。近隣大学との連携のあり方を検討します。	[男女]実施なし。今後の課題は市内中学・高校・大学と連携すること。[子支援]中高生タイムの実施により、17歳未満の若年層が人間関係や恋愛の話を出来るような場の設定をしている。児童館の職員は、日常会話から若年層の問題点を探り、必要があれば暴力防止の取組みの視点で関わる。今後の課題は男女平等人権課相談員と関わり合える機会をつくることである。	C 中高生タイムの実施は評価できるが、総体としては前年度並みの実績と評価する。
(No.41) 学校教育における暴力予防教育	学校指導課	学校教育を通じて、どんな理由があっても暴力は許されないことを学ぶ機会をつくります。	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。	A フォーラムの開催を実施したことが評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

<p>【評価基準】 A：進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど) B：やや進んだ(前年度の進捗と比べて進捗が認められるもの、改善を図ったものなど) C：あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D：全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの、検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

<p>〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉</p> <p>【理由】 広報啓発事業等で必要なのは、誰にも相談できず潜在化しているDV被害者の救済であり、そのために問題点を相談に結びつけるための更なる工夫が必要である。また、学校指導課からはいじめ対象の事業実績のみがあげられており、DV予防策が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆デートDVに関する啓発事業の「今後の課題」には、具体的な提案してほしい。 また、受講生の反応(感想等)も課題に反映してほしい。 ◆デートDVの啓発のために児童館の「中高生タイム」を活用してはどうか。 ◆市内のすべての小・中・高校の児童、生徒、保護者、教職員を対象に「暴力予防教育」の講座を実施し、同じ認識を持たせることが必要。</p>

<p>〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉</p> <p>男女平等人権課がDV啓発リーフレットを積極的に配布していること、学校でいじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催したことは評価できる。行動計画に記載されている事業であるため、いじめ防止の啓発活動をする際には、男女間の暴力も許されないことを合わせて伝えるよう検討願いたい。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(2)ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで、被害者の状況に応じた支援となっているか。</p> <p>○被害者の子どもの安全確保と心のケアについて、各機関と連携した対応が行われているかどうか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.42) 健診などを通じての発見と対応	健康推進課	子どもの健診などを通してDVの発見に努め、見つかった際には、関係機関と連携して速やかに適切な対応をします。	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。支援対象人数は5人であった。	B 支援対象人数は減ったものの、関係機関との連携を深めた点に工夫がみられる。
(No.43) 関係者による通報の周知	男女平等 人権課	市民や医療関係者、福祉関係者に対して、「DV防止法」に基づく通報についての周知・定着を図ります。	特化した研修会などは特に実施しなかったが、関係者に対して啓発リーフレットや男女平等推進センター情報誌を配布した。	C
(No.44～46) 被害者の安全確保	生活福祉課 男女平等 人権課 総務課	女性等緊急一時保護費支給事業をはじめとして、保護を求める被害者の安全確保を図ります。	[生福]東京都の一時保護施設にて一時保護を実施(7件)民間保護施設にて一時保護を実施(4件)。 [男女]案件なし。 [総務]市役所の閉庁時に、女性や老人が暴力による被害から保護を求めてきた場合、二次被害等を起こさないよう言動に細心の注意をはかるよう当直警備員に徹底した。	B [生福]で関係機関との連携をより深めた点が評価できる。
(No.47・48) 被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	市民課 男女平等 人権課 関係各課	住民基本台帳の他、国民健康保険、介護保険、児童手当など、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署において、情報管理を徹底します。	[市民]DV被害者の住所を加害者等に知らしめないため、住民票等の発行停止の支援措置を行った(DV支援措置件数は56件、内25件国分寺市民)。 [男女]DV防止連絡会を開催し、市民課・保険課等と住民基本台帳の閲覧の取扱い等の事務について情報の共有を図った。	B 関係課で情報の取扱いについてより一層共有を図った点が工夫したと評価できる。
(No.49) さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等 人権課	外国人や障害者など特に支援を必要とする人に配慮した情報提供を行います。	外国籍の相談者(中国、フィリピン籍)に対応した。国際協会と連携を図り通訳を行える団体を紹介したり、当課の法律相談担当弁護士から渉外に詳しい弁護士の紹介してもらうなどで対応した。	A 相談対応を通じ、新たな連携ルートを開拓したことが、大きく進んだと評価できる。

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.50) 民間シェルターへの財政的支援	男女平等 人権課	被害者の緊急一時保護に重要な役割を果たしている民間シェルターの安定的運営を支援するため補助事業を行います。	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、引き続き補助金の支給を行った。	B 補助金の使途について明確化し、民間シェルターとの連携を深めたと評価できる。
(No.51・52) 被害者の自立支援	生活福祉課 男女平等 人権課	日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し、関係機関と連携しながら被害者の自立を支援します。 被害者の回復の一助として、自助グループなどに関する情報を提供し、被害者の心理的な安定、回復を支援します。	[生福]一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて関係機関と連携し、日常生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行った。一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。[男女]DV被害者を対象として講座を行い、お互いの悩みを話しあえる機会を設けた。	A [男女]被害者のみを集めての講座開催という新たな取組みをしたことが評価できる。
(No.53・55) 子どもの安全確保とケア	子育て相談室 保育園 学校指導課	児童虐待防止の部署と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図ります。 日常生活の中で被害者の子どもが適切に配慮されるよう、学校、保育園等において丁寧な対応を行います。	[子相談]DVが疑われる家庭を把握した場合、東京ウィメンズプラザや男女平等人権課の紹介を行ったり、他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を行った。[保育]虐待と疑われるケースについて、ケース会議を開催し情報を共有した。 [学校]各学校等が連携して虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努めた。各学校に児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実を図った。	B 重篤なケースに対して細やかな対応をした点が工夫したと評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
B

協議会(総合)評価
B

【評価基準】
A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど)
B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)
C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)
D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】
各課の事業についてはおおむね着実に行われているが、引き続き工夫しながら推進してほしい。

【提言】
◆今後の課題としては各機関との連携の強化のために、連携シート、対応マニュアルの作成を徹底してはどうか。
◆関係者(嘱託、業務委託先、指定管理者等を含む)全てに対して、共通のDV研修を実施してほしい。
◆「虐待防止担当教員」の専門性を高めるための研修を行ってほしい。
◆庁内の情報管理を一層徹底すべきであり、特に学校・保育所について重点的に配慮する必要がある。
◆健康推進課の事業実績数値は、対象者何人に対してどれだけ実績があったのかが見えるようなものとされたい。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

おおむね着実に行われている。今後は、DV家庭で育った子どもの支援について関係者で共通認識をもち、進めていく必要がある。他の施策についてもいえることだが、実績数値の出し方については、市民が実績を把握できるような数値とすべく工夫が必要。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3)相談業務の充実と関係機関との連携

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○被害者対応の引継ぎがスムーズに行われているか。</p> <p>○各機関の役割が明確になり、相互に被害者の状況把握が行われているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.56)ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課	男女平等推進センターの相談事業を中心にDVについての相談に対応し、さまざまな機会を通じてDVに関する相談先について周知を行います。	男女平等推進センターで実施している悩みごと相談、女性のための法律相談、女性のためのカウンセリングにおいて、福祉事務所、婦人相談員と連携し、主に精神的DVの相談に対応した。また、DV被害者の相談機関(男女平等推進センター・東京ウイメンズプラザ・都女性相談センター等)の情報を閉庁時における電話案内や市ホームページ、情報誌、パンフレット等で提供した。	B 精神的DVの相談に対応したことが評価できる。
(No.57・58)関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課 職員課	対応する関係者からの二次被害を防止するため、窓口や相談業務担当者を中心に研修を実施します。	[男女]「職員による二次被害の予防についての庁内マニュアル」を男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会で配布した(参加者数9人)。「職員」実績なし。	C マニュアルの配布と研修実施は異なるため、総じて前年度並みと評価した。
(No.59)「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課 関係各課	相談や関係窓口で対応する担当者がそれぞれの部署の職責に応じた適切な対応ができるよう、庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を通じて連携の強化を図ります。また、児童虐待の担当部署との調整を図ります。	庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を2回開催して、基本計画に基づく庁内連携の強化について検討し、DV防止・啓発事業についての共通理解を深めた。また、庁内DV支援連携フローチャートの検討をすすめた。	B フローチャートの検討をした点がおおむね進んだと評価できる。
(No.60)庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課	警察や東京都などの関係機関のほか、学校、市医師会、市歯科医師会などの医療関係者や民生・児童委員などの福祉関係者との連携を強化します。	DV被害者への対策のため、相談事業担当者情報交換会において小金井警察署関係者が出席し、情報交換を行った。	C
(No.61)手続きの一元化についての検討	男女平等人権課	被害者の負担軽減のため、必要書類の共通部分の共有化や窓口の一元化についての検討を行います。	DV防止連絡会で検討を行ったところ、男女平等人権課に婦人相談員が配置されておらず、本庁舎と離れている場所に男女平等人権課がある現状では、男女平等人権課に一元化することは難しいことが確認された。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価

B

協議会(総合)評価

B

【評価基準】

A:進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもので、新規に事業を立ち上げたものなど)
B:やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)
C:あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)
D:全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】

おおむね良い。引き続き行動計画に沿って事業を推進してほしい。

【提言】

- ◆異なる部署間の連携においては、それぞれの役割分担を明確にするよう望む。
- ◆相談員の専門性を重視し、相談者が同水準の相談を受けられるように、相談対応マニュアル・指針等の整備に努める必要がある。
- ◆二次被害防止のための研修には、市職員のみならず事業委託先等の職員も参加できるようにしてほしい。庁内マニュアルの周知・徹底も必要である。
- ◆職員課には、とりわけ行動計画に沿った事業展開を望む。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

おおむね着実に行われている。今後は、「職員による二次被害の予防についての庁内マニュアル」を更に多くの職員へ提供されたい。また、関係機関として、医師会・歯科医師会との連携が必要。

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4)セクシュアル・ハラスメント等の防止

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発事業は充実しているか。</p> <p>○セクシュアル・ハラスメントの被害者に対する相談事業は充実しているか。</p> <p>○庁内におけるセクシュアル・ハラスメント苦情処理委員会の設置及び相談体制が整備され、機能しているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.62)セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組み	男女平等人権課	さまざまな機会をとおして事業者や市民に対してセクシュアル・ハラスメント等の防止にむけた広報・啓発を行います。	男女平等推進センターの図書資料室にセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。職員課の新入職員向け研修の中でセクシュアル・ハラスメントについての啓発をした。産業労働局のセクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック等を掲示コーナーに置き、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるための情報提供を行った。職員課開催のセクシュアル・ハラスメント講座に当課より3名参加。	C
(No.63・64)庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課 学校指導課	庁内や学校関係者に対して、セクシュアル・ハラスメントの防止について周知します。「苦情処理委員会」などにより、被害者の立場に立った適切な対応を行います。	[職員]①東京都市町村職員研修所への派遣研修・課長新任研修(人権啓発等)6人②庁内研修・新任研修(セクハラ防止等)13人・セクハラ、パワハラ防止研修40人 [学校]各学校の校務運営組織にセクハラ相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。また、セクハラ相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクハラ防止に役立てる。昨年度から学校要覧に相談員名を記載している。	B 学校要覧に記載し、相談員の配置を周知した点が評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>セクハラ対策は重要な課題であり、セクハラ防止のため市役所の真摯な取組みが必要であるが、全体的におざなりではないかと考えられる。特に学校指導課については、実績数値等が未記入であり評価ができない。また、学校におけるセクハラ相談員の対象や業務が明確でなく、そのステータスも明らかでないことが問題である。</p> <p>【提言】</p> <p>◆全庁的なセクハラ防止への取組みが必要である。</p> <p>◆庁内のセクハラ研修の参加者を拡大すべきであり、新人だけでなく管理職についても対象とすることが必要。また研修内容も一方的な講義でなく、問題意識をもてるような形式を工夫すべき。</p> <p>◆セクハラ防止については、相談員の位置づけ(外部委託も含め)、相談室の設置、対応マニュアルの整備等、相談しやすい体制の整備とともに、相談員の専門性、質の向上にも努めてほしい。</p> <p>◆学校については、学校指導課がセクハラ相談員を集め、子どもに対するセクハラ防止の研修を行ってほしい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>前年度より特に進んだとまではいえない。推進委員会の提言にある庁内のセクシュアル・ハラスメント防止研修は、新入職員を対象にした研修のほか、職員全体を対象にも行っているが、参加希望者のみならず全職員に研修内容がいきわたるような工夫が必要。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	1. 男女の人権を尊重するまち
課題	3. 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5)人権侵害を予防するための支援

<p>【施策評価の視点】 ○ストーカー行為防止に向けた啓発事業は充実しているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.65・66) ストーカー等の防止の取り組み	くらしの安全課 男女平等人権課	ストーカー等の人権侵害についての理解の普及を図ります。 防犯ブザーの貸し出しや不審者情報の提供など、つきまとい行為防止の取組みを行います。	〔くらし〕国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区では、警備員を配置して、つきまとい行為などさせないようにパトロールを実施。また、住宅街では、青色防犯パトロールカー(庁用車と業者委託)による防犯パトロールを実施することでストーカー等を含む犯罪の発生を抑制している。〔男女〕女性のための護身術講座開催。	B 不審者情報の情報配信登録件数が大幅に増加し、より多くの方に犯罪発生情報を提供できるようになったことが評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A：進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど) B：やや進んだ(前年度の進捗と比較して事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど) C：あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D：全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 ストーカー等の防止の取組みについて、十分ではないため。 【提言】 ◆ストーカー対策等として市としては何が出来るか、検討してほしい。 ◆ストーカー等の防止について講座の内容に工夫をし、一層の啓発に努めてほしい。担当課においては、小・中・高校生、保護者、教職員すべてを対象とした啓発研修、相談先の周知等の具体的課題を設定してほしい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>進捗度は前年度と同様である。この施策は、ストーカー防止の取組み(男女平等人権課)と、それより広い、人権侵害につながる犯罪一般防止の取組み(くらしの安全課)とにわけてとらえる必要がある。男女平等人権課はストーカー犯罪について啓発を図る必要がある。</p>

課題4 就労における男女平等の推進

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○女性の就労に対する学習機会、情報提供が効果的に行われているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.67~69) 雇用における男女平等に関する実態把握	男女平等人権課 総務課 経済課	市と契約を行った事業者に対して雇用における男女平等に関する実態調査を行います。市内事業者への実態調査を行い、調査を通じて関連法規の遵守等について啓発を進めます。	[男女]実績なし。[総務]国分寺市公共調達条例を議会に提出し、市の考え方を明示した(事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる)。[経済]実績なし。	D 実態調査が行われておらず当該事業の実績が認められない。
(No.70・71) 雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等人権課 経済課	市民や事業者への理解を広げるため、「ワークくぐぶんじ」や男女平等推進センター情報誌など様々な媒体を通じて、広報や学習機会の提供を行います。	[男女]行動計画中間見直し版に、ポジティブ・アクションの推進、クオータ制について言及した。女子の就労をめぐる現状と課題をテーマに講座を開催した。就労支援情報コーナーで情報提供した。[経済]ワーク国分寺を活用し、女性向けのセミナーや就労に関する情報提供を行った。就労支援情報のパンフレットやチラシを庁内に配架し情報提供に努めた。	B ポジティブ・アクション等用語の啓発を行った点が評価できる。
(No.72) 就労支援ネットワーク化の推進	経済課	地域において、女性をはじめとする就労困難者の就労支援を進めるため、情報交換の場をつくり、労働に関する行政機関や事業者等との連携を図ります。	東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター等の雇用・就労関係機関と共催して、各種セミナー講座の開催、就職相談会・面接会の支援を実施した。	B セミナー講座の開催内容等に工夫が見られた。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
D

協議会(総合)評価
C

【評価基準】
A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど)
B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど)
C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)
D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの、検討や準備を行ったものはCを選択)

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>評価シート作成時点では公共調達条例が可決されていなかったため。</p> <p>【提言】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆平成24年6月に可決・成立した、国分寺市公共調達条例の趣旨を施策に活かしてほしい。 ◆雇用の分野における市の役割を明確にし、できることから速やかに実施してほしい。 ◆実態調査を実施して、施策実施の際の参考にしてほしい。 ◆「就労支援ネットワーク」の立ち上げと相談会の実施を行ってほしい。
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度と同様の実施状況と評価されるため。計画年度内に事業者の実態調査をするべく、具体的な計画を定める必要がある。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

【施策評価の視点】
 ○男女共同参画, 子育て支援の取り組みを促す調達の仕組みとなっているかどうか。

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.73・74) 市の調達における男女平等推進事業者評価制度の検討	男女平等 人権課 総務課	ア 調達の手法として、価格以外の要件に子育て支援や男女平等への取り組み状況の報告を求め、評価採点する仕組みの導入を検討します。 イ 指名競争入札参加に係る指名等の補足資料として、市の契約に実績を持つ事業者へ調査を行い、子育て支援や男女平等などへ取り組む事業者データの整備を検討します。 ウ イのデータ提供を受け、調達時の事業者選定の仕組みを検討します。 総務課ア・ウ/男女平等人権課イ	[男女]総務課から依頼がなかったため特に実施なし。[総務]国分寺市公共調達条例を議会に提出し、市の考え方を明示した(事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取り組みを評価する視点を盛り込んでいる)。	C 前年度と同様事業着手の検討・準備を行った。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

【評価基準】
 A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど)
 B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)
 C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)
 D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】4-1に同じ
 【提言】4-1に同じ

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

前年度と同様の実施状況と評価されるため。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(3) 起業・再就職への支援

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○女性の再就職支援に向けての講座開催や情報提供により、就労支援が図られたかどうか。</p> <p>○女性起業家や女性自営業者への支援の実績があったか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.75)再就職に関する情報提供・支援	男女平等人権課	男女平等推進センターの講座などをおして、女性の再就職に役立つ情報の提供を行います。パソコン講座などにより、職務能力の向上など就労にむけた支援を行います。必要に応じて東京都の関係機関と連携していきます。	女性のための就労支援講座(はじめてのエクセル)全4回を行い、延べ76人出席した。19人の参加者のうち11人の受講動機が「再就職に役立てたい」であり、うち16人が参加した結果「仕事に役立てそう」と回答した。	B 開催回数は減ったものの、就職により役立てるような講座の内容にするなど、工夫が認められる。
(No.76・77)起業に関する情報提供・支援	男女平等人権課 経済課	小口事業資金融資制度や空き店舗事業など、起業に関する情報提供や女性起業家の経験を聞く場をつくります。	[男女]特化した事業なし。女性の起業についての情報提供実施。[経済]小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知。(平成23年度あっせん決定実績小口(運転、設備)女性事業者9人/92件中、小口(創業)女性事業者1人/8件中)	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ(前年度の進捗よくと比較して著しく進捗よくしたもの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ(前年度の進捗よくと比較して事業内容に進捗よくが見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>この施策については、必ずしも実効性(成果)が上がっているか見えてこないため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆小口融資あっせん制度については、女性の利用希望者が増加するようにPR活動にも努めてほしい。</p> <p>◆女性起業家から話を聴く懇談会と相談会をセットにした企画の実施を、検討してほしい。</p> <p>◆地域資源、仕事おこしなど、地域の実情に応じた情報提供、支援を実施してほしい。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>特に前年度と違った事業の実施が見られないため、同様の進捗よく度と評価した。住民に一番身近な自治体として、分かりやすい情報が必要な方に届けられるように、提供方法の工夫が必要である。男女平等推進委員会の提言にあるように女性起業支援、地域資源を活用した施策展開が必要。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	4. 就労における男女平等の推進

施策(4)働き方における格差の是正

<p>【施策評価の視点】 ○職場の男女平等・共同参画促進に向けた取り組みが進められているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.78・79) 事業者へむけた啓発・情報提供	男女平等人権課 経済課	各種制度や非正規雇用の現状に関する情報提供を通じて、均等待遇にむけた事業者への理解を深めます。	[男女]情報誌「ライツこくぶんじ」に男女平等推進に関する情報を掲載し、商工会等を通じて市内事業者への情報提供を行った。[経済]都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用機会均等法等のセミナーを共催で開催した。ワーク国分寺で情報提供を行った。	B 情報提供方法に工夫が認められる。
(No.80・81) 市民にむけた情報提供	男女平等人権課 経済課	非正規雇用の現状や、パートタイム労働法、労働者派遣法などについての理解を広げるため広報を行い、学習機会を提供します。	[男女]図書資料室の労働・女性労働コーナーに図書資料を購入・配架。女性のための就労支援情報コーナーを設置しての情報提供。[経済]都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナー開催。ワーク国分寺で情報提供を行った。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したもので、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 全体的に啓発事業に対し、より効果的な情報提供の工夫の余地があると感じられるため。 【提言】 ◆事業内容が情報提供であるが、漫然とパンフレット等を置くだけでは効果が見えないので、実効性のある方法を工夫するとともに、情報提供のための効果的な具体策を入れてほしい。 ◆事業所の待遇の状況についても、実態把握を実施してほしい。 ◆働き方における男女の格差は正は男性にも当てはまっており、今後行動計画策定時にこの点も明確にするような検討をしてほしい。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>前年度と同様の実施状況と評価されるため。所管課においては、推進委員会の提言の通り、より効果的でわかりやすい情報提供の工夫を図る必要がある。</p>
--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策（1）「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○家庭生活と職業生活の両立のための支援によって、市民の家庭生活における家事・育児・介護の分担方法が、家庭での男女共同参画に向けてどのくらい改善したか。</p> <p>○家庭生活と職業生活の両立のための支援は適切になされているか。</p> <p>○事業者に対して、男女がともに家庭生活と職業生活を両立できる環境づくりの啓発は適切になされているか。</p> <p>○庁内において、家庭生活と職業生活が両立できる環境づくりの啓発がされているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.82・83) ワーク・ライフ・バランスに関する広報活動	男女平等人権課 経済課	市報や情報誌、市ホームページなどにより、ワーク・ライフ・バランスについて広報を行います。	[男女]講座を実施し、人生全体を通じての家庭生活と職業生活の両立について学習する機会を提供した。情報誌での掲載回数は0回であった。[経済]ワーク国分寺を活用し、東京都、東京都労働相談情報センター国分寺事務所が主催するワーク・ライフ・バランス普及啓発イベントの広報を行った。ワーク国分寺への広報活動を1回した。	C
(No.84) 庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課	子育てや介護などと仕事とを両立できる環境の充実に努めます。特定事業主行動計画に基づき、次世代育成支援を進め、特に男性の育児休業の取得率の向上を目指します。男性職員の育児休業取得率について、平成21(2009)年までに対象者1割の取得を目指します。	超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。子どもの看護休暇の日数増加(2人目以上10日)、短期の介護休暇の創設を行った。男性の育児休業取得率は上昇しているが、取得者数は増加していない。ただ、男性職員が取得できる育児参加休暇については時間単位でも取得可能ということもあり継続して取得率は高い。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて進捗が認められたものの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの意味や意義、用語すらも市民一般に浸透していないというのが実情と思われる。</p> <p>【提言】</p> <p>◆職員課においては「男性の育休取得率」が実績として挙げられているが、育休取得率はワーク・ライフ・バランスの一つの側面にすぎないので、たとえば、残業実態も検討、評価の対象としてほしい。◆市役所にはワーク・ライフ・バランスへの対応において、市内事業所のモデル(事業所)となる必要がある。◆男女平等人権課においては「情報誌での掲載回数」が、経済課においては「ワーク国分寺への広報回数」のみが実績として挙げられているが、市報を通じてなど、「市民全体への広報活動」とするよう抜本的改善を望む。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>前年度と同様の実施状況と評価されるため。推進委員会の提言には残業実態も検討・評価の対象としてほしいとあるが、市は超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行っている。平成23はノー残業デーも拡充した。しかし平成22年度実施の市民・意識実態調査によると、広く一般市民への広報啓発はあまりすすんでいないと考えられるので、より効果的な促進と広報啓発をすすめる必要がある。</p>

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (2) 子育てへの支援

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○男女がともに就労や社会参加と子育てを両立できるための育児支援は推進されているか。</p> <p>○女性に偏りがちな育児を地域全体で支えるしくみづくりが推進されているか。</p> <p>○男性の育児参加を促進する取り組みがなされているか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.85~87) 男女がともに 子育てをする ための意識 づくり	健康推進課 男女平等 人権課 子育て相談 室	子育ては女性だけでなく、ともに行うものであることを考える機会をつくります。	[健推]両親学級のひかりクラス、わくわくクラスを4回開催。男性参加者:282名。[男女]パパ講座実施。参加人数17組(父親17人、母親7人、子ども22人)[子相談]こどもの発達センターつくしんぼの通園教室において、父親の参加しやすい土曜・日曜日に行事を設定。パパ講座を開催し、父親の育児休業や男女平等の推進について理解を深めた。参加人数17組(父親17人、母親7人、子ども22人)。	B 講座の企画内容や充実に努めた点が評価できる。
(No.88・89) 保育サービ ス充実	保育課 子育て支援 課	保育園の待機児解消を進めます。延長保育・病後児保育、学童保育所の保育時間の延長など、保育サービスの充実、多様化を進めます。	[保育]平成20年4月以降、4ヶ所の園を整備。平成23年4月には更に2ヶ所の園を整備、2ヶ所の園を開園することで定員数の大幅拡大を図った。[子支援]学童保育所の三季休業中での、午前8時15分開所。新入学児童に対して約一ヶ月間午後7時までの延長保育の実施。また、指定管理者による運営で、時間延長が実現している。	A 保育所入所定員を大幅に増加させたことが評価できる。
(No.90・91) 子育てを支 え合う関係づ くり	子育て相談 室 子育て支援 課	子育て中の親が孤立することなく、地域で支え合える関係づくりを支援します。	[子相談]援助会員講習会を3回、援助会員へのフォローアップ研修会1回、会員交流会2回を開催する。(延べ参加者数156名)。地域の子育て支援を行えるよう説明会を5回(参加者53名)開催。地域内の関連機関との会(円卓会議)に月1回参加。[子支援]親子広場を11ヶ所計1365回開催。国分寺子ども・子育て支援会議を開催。	B ファミリーサポートセンター援助会員を大幅増加できたこと、円卓会議等での連携が評価できる。
(No.92・93) 子育て関す る総合的な 相談・支援	保育課 子育て相談 室	子どもの健康や発達などの不安の軽減にむけて子育てに関する総合的な情報提供と支援を行います。児童虐待へきめ細やかに対応します。	[保育]保育所での地域支援事業で育児相談等の支援を行った。男性も参加しやすい土曜日に行事を設定した。専門機関と連携し、情報を共有するなど虐待の早期発見に努めた。[子相談]契約事業者向けヘルパー講習会を1回開催。参加者数7名。ショートステイ事業を実施するとともに、父親との積極的な面談の中で様々なアプローチを図り、父親の育児参加促進を図った。	B 地域交流事業の開催内容等に工夫が見られた。
(No.94) 子 ども連れで利 用しやすい 施設整備	子育て支援 課	市内公共施設において、ベビーシートやベビーキープの設置等を進めます。	赤ちゃん・ふらっと事業として平成23年度に市内22ヶ所の施設の実施。平成26年度の目標値20ヶ所を現在において達成。施設マップを平成23年度に合計5000部以上配布。また、協働事業として「子育てガイドブックとおれんじこくぶんじ」を5000部作成配布。地域活性化交付金を活用し、「親子ひろばマップ」を3万部作成し、配布していく予定。	A 赤ちゃん・ふらっと事業の目標値を1年で達成した点、新規マップ等の配布をした点が評価できる。

◆ 施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

【評価基準】
A: 進んだ (前年度の進捗と比べて著しく進捗したもので、新規に事業を立ち上げたものなど)
B: やや進んだ (前年度の進捗と比較して事業内容に進捗がよく見られたもの、改善を図ったものなど)
C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの)
D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

【理由】
認可保育所の定員が大幅増員されていることは実績として評価されるが、サービスを受けられて(数が充足して)初めて評価ができる。数の充足のみならず、質の向上がこの施策の評価対象である。諸事業が、対象となっている市民全体に広報されているかどうか、たとえば地域的な偏りがないかが疑問となる。対象者に対する参加人数などを実績数値としてあげるよう可視化の工夫が必要。

【提言】
◆保育課は「入園待機児をどのように減らしてきたか」を実績として明らかにした方が、男女平等推進の進捗状況がわかりやすい。◆保育時間の延長だけでなく、市民レベルでの切実な育児支援課題を探り、具体化して欲しい。◆対象者への広報活動、事業内容全般を通して、「全体のボトムアップをはかる」という考え方を望む。

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

保育課の認可保育所の定員大幅増加に伴い待機児が解消し、保育サービスが充実したこと、子育て支援課が赤ちゃん・ふらっと事業の実施をし目標値を達成したこと、「子育てガイドブックとおれんじこくぶんじ」等を作成・配布したことを前進と評価する。答申では「数の充足のみならず質の向上がこの施策の評価対象である」としているが、計画記載事業は着実にすすめられている。子育てへの支援施策として前年度に比して大幅に、保育所利用機会の拡充や市民への広報、子育て相談・関係づくりが図られたと考える。

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策（3）介護への支援

<p>【施策評価の視点】 ○女性の方が担う傾向にある家庭介護の負担を軽減する支援がなされているか。 ○男性の家庭介護への参加が推進されているか。 ○男性の介護職への就業は推進されているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.95・96) 介護における男女共同参画の意識づくり	男女平等人権課 高齢者相談室	男性の生活自立の促進や介護に関わる性別役割分担意識を解消するための情報提供や学習機会の提供を行います。	[男女]実績なし。[高齢者]男性にも参加の呼びかけを行い、食生活改善料理教室(3日間コースを2回)を実施し、生活自立の促進を図った。低栄養になることを予防し自立した生活を継続するための知識や簡単な手技(調理等)は、性差を問わず獲得する必要性があることを伝える機会とした。	C
(No.97・98) 介護者への支援	高齢者相談室 介護保険課	介護負担を軽減し、介護を社会全体で支えていくため、介護保険制度の普及・利用促進を図るとともに、介護サービスの基盤整備を推進します。	[高齢者]介護予防ケアプラン作成とそれに基づいた支援を行った。認知症高齢者家族懇談会開催支援の実施、地域包括または地域相談センターで介護者交流会を開催し、うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会を定例化した。[介護]認知症サポーター養成講座の実施。8回171人養成。	B 介護者交流会の充実が評価できる。
(No.99) 介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	地域包括支援センターを中心に、介護について総合的に情報提供を行います。高齢者虐待を防止する取り組みを進め、関係機関と連携し、適切に対応します。	地域包括支援センター・地域相談センター等で地域の相談拠点の充実を図った。委託先センター(地域包括・地域相談センター)等と連携を取りながら、地域における高齢者の権利擁護について支援した。高齢者虐待の未然防止・早期発見と早期対応のため、地域の拠点である委託先センターの相談体制及び、委託先センターからの相談に対応する後方支援体制を整えた。	B 相談件数が前年度より大幅増加し、地域相談拠点として充実したことが評価できる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

<p>【評価基準】 A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたものの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

<p>〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉</p> <p>【理由】 それぞれの事業において担当課の実績が認められるが、男女平等推進の観点からの目的意識や自己評価が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆相談されている問題の背景に、固定的性別役割分担意識があるのではないか。課題を探り、予防をするための対応策を検討してほしい。◆相談件数が多いことに比して、具体的な事業実績が「食生活改善料理教室への男性参加人数」や「介護者交流会参加者数」にとどまっていることにちぐはぐさを感じる。事業種類の拡大、事業の質の向上を望む。</p>

<p>〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉</p> <p>各所管で計画書記載の事業につき、おおむね着実に進めていると評価できる。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	5. 男女共同参画を支える環境の充実

施策 (4) 生活の安定と自立の促進

<p>【施策評価の視点】 ○高齢者・障害者・ひとり親家庭の自立支援についての相談・各種サービスの情報提供が十分に行われているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.100) 高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな機関と連携して、高齢者の暮らしを支援します。	高齢者・介護者のニーズ把握、サービス提供体制及び地域における支援体制の検討や、地域における高齢者支援の充実を図るため各種会議、連絡会を開催した。職種別連絡会、国分寺市地域ケア会議等を開催し、高齢者支援における連携体制の検討・実施を行った。特に地域ケア会議は平成23年度再編し地域包括ケア体制構築に向け新たな地域課題の抽出を実施した。	B 地域ケア会議の充実が認められる。
(No.101) 障害者への支援	障害者相談室	障害者自立支援法に基づき、障害者の自立を支えるための各種サービスを実施します。	身体障害者相談員、知的障害者相談員による対面相談実施(月2回)、電話による相談及び、障害福祉サービスなどの情報提供実施。相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センター I 型(市内3か所)において、相談と情報提供実施。また障害者就労支援センターで、障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに障害者と事業所とのコーディネートを行った。	B 地域活動支援センター、就労支援センターでの相談件数の大幅な伸びが評価できる。
(No.102～104) ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課 子育て相談室 子育て支援課	ひとり親家庭に対する相談事業を通して生活の安定を支援します。児童扶養手当、医療費助成、母子福祉資金の貸付など生活自立のための支援を行います。	[生福]東京都母子福祉資金の貸付け(①修学資金569件36,918,720円②就学支度資金11件6,130,000円③生活資金16件1,808,000円④修業資金12件714,000円※件=貸付月数) [子相談]ひとり親家庭ホームヘルパーの派遣、相談業務の実施、事業の周知 [子支援]手当・医療費助成制度申請時の情報提供、ひとり親関連諸制度の周知。	B 資金の貸付について償還を視野に入れた取組みをしていること、ホームヘルパー派遣について自宅訪問をしていること等の工夫が認められる。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
B

<p>【評価基準】 A: 進んだ (前年度の進捗とよく比較して著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ (前年度の進捗とよく比較して事業内容に進捗がよく見られたものの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない (前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない (該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 それぞれの事業において担当課の実績が認められるが、男女平等推進の観点からの目的意識や自己評価が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆ひとり親ホームヘルプサービスについては、制度の周知が不十分と感じられたので、PR方法に工夫してほしい。◆障害者への支援については、地域に支援拠点が広がってきており、ネットワーク化されてきていることは評価できる。今後は、障害者の自立に対しても、男女平等の視点を盛り込んだ支援策の強化に期待したい。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>各所管で計画書記載の事業につき、おおむね着実に進めていると評価できる。</p>
--

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(1)庁内における男女共同参画

<p>【施策評価の視点】 ○市における全庁的な男女平等・共同参画推進体制が効果的に機能しているか。 ○政策・方針等の意思決定過程への参画度合いの実績はどうか。 ○市管理職への性別にかかわらずの登用や育成が行われたか。 ○職員を性別にかかわらず適性・能力・成果によって配置できているか。偏りのあったものについては、性別を意識して積極的に改善に努めているか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.105) 審議会等の委員における性による偏りの解消	政策経営課	平成29(2016)年度までに、審議会等の委員において、一方の性が4割を下回らないようにします。女性ゼロの審議会等をなくします。	各課が所管の審議会等委員の男女比は、全501人の委員総数のうち、男73%女27%で目標値を下回っている。女性ゼロの審議会等は、公益監察員、認定農業者審査会、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業事業協力者選定審査委員会、国分寺市文化財保護審議会。	C
(No.106) 庁内の職域の偏りの解消	職員課	部署ごとに職員の性別による偏りをなくすよう職員の配置を行います。	可能な限り性別の偏りが生じないように配慮した職員配置を行った。	D 実績数値が示されず、該当事業への着手が認められない。
(No.107) 女性管理職の登用促進	職員課	平成29(2016)年度までに、管理職の女性比率25%を目指します。そのために、庁内における女性管理職の登用にむけた取り組みを促進します。(現状：管理職総数66人、女性管理職数4人、女性管理職比率6.1%・平成20(2008)年4月1日現在)	平成22年度中の昇任者はいなかったため、平成23年度の数値としては変化がなかった。平成23年度の昇任試験は1名が受験し合格している。	D 平成23年度に昇任者がおらず、前年度に比して実績が認められない。

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
D

<p>【評価基準】 A：進んだ（前年度の進捗と比較して著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど） B：やや進んだ（前年度の進捗と比較して事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど） C：あまり進んでいない（前年度と同様の事業内容のもの） D：全く進んでいない（該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択）</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 女性委員比率(政策経営課)、庁内の職員の偏りの解消事業の実績数値の未記入(職員課)、女性管理職登用促進の所管課の評価の通り、前年度からの進捗が見受けられない。</p> <p>【提言】 この施策の進捗状況の遅れについては、毎年度推進委員会で指摘事項となっている。「あて職」とか「異動自己申告」の実態の反映でもあると思われる。女性委員、女性職員比率等は、たとえば、東京都や他市との比較なども参考にしながら啓発・改善に努めたらどうか(ただし、女性管理職比率に関しては、全職員における男女比も考慮すべきである)。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>平成23年度に特に該当事業に着手したと評価できない。審議会等の性による偏りの解消や女性管理職の登用について、市の取組みの具体化を図る。</p>
--

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策（2）地域における男女共同参画

<p>【施策評価の視点】 <input type="radio"/> 地域活動の意思決定への男女の等しい参画があったか。 <input type="radio"/> 地域活動への男女共の参加があったか。</p>
--

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.108・109) 男性の地域参画の促進	公民館 男女平等人権課	公民館や男女平等推進センターの講座などを通じて、男性が地域でのつながりを広げることのできる機会をつくります。	[公民]男性を対象にした講座2回、男性参加者が多い講座7回 [男女]講座を開催し、男性も女性と一緒に地域で女性が抱えている問題を学ぶことができる機会を提供した。延べ参加者90人(男性参加者約30%)。	B 男性の講座参加率が一定程度みられ、講座内容に工夫がみられる。
(No.110) 市民活動への支援	協働コミュニティ課	情報や場の提供を通じて、さまざまな市民活動に対する支援を行います。	市民活動推進のための講座を計8回実施した。参加者数は延べ229名。講座の内訳は、市民活動のきっかけづくりのための講座6回、市民活動団体支援(スキルアップ)のための講座2回。	B 女性の参加者を多く呼び込む工夫がみられる。
(No.111) 女性リーダーの育成	男女平等人権課	男女平等推進センターにおいて、審議会などさまざまな場での女性の活躍につながる講座などを開催します。	男女平等推進センター登録団体と共催で講座を行い、地域活動へ女性が関わるきっかけとして、地域のリーダーとなる前提のエンパワメントを行った。講座参加者数延べ30人。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】 A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど) B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど) C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの) D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】 講座の回数や受講者数から、事業そのものの実績は認められるが、男女平等の観点からの成果が読み取れない。</p> <p>【提言】 ◆事業実績や自己評価が、「講座開催数」や「講座参加者数」に重点が置かれすぎている。男女平等人権課が自ら課題としているように、「講座開催だけでなく、講座を受講したことをきっかけに…」意識や活動参加が進展することを望む。◆協働コミュニティ課における市民活動推進に関しては、男女の参加人数だけでなく、成果を見るのではなく、政策・方針への男女共同参画につながるような事業を望む。</p>
--

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>施策全体としてみると、前年度からあまり進んでいない。「地域における男女共同参画の推進」は、条例の前文にある、すべての人が「個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きる」ことを啓発するための重要な施策である。所管においては、事業実施の際に男女平等推進の視点を意図的に盛り込むようにし、それを市民に分かりやすく実績として伝えていく必要がある。</p>

◆計画の体系

基本目標	2. 男女が平等に社会参画できるまち
課題	6. 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策 (3)新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

<p>【施策評価の視点】</p> <p>○防災分野において、防災訓練や防災関係会議等への女性の積極的参画が進められているか。</p> <p>○農業経営において、女性の農業経営参画が進められているか。また、「家族経営協定」締結及びそれが機能するための体制が作られているか。</p>

事業名	担当課	計画記載の主な事業内容	所管課報告の23年度主な事業実績	専門委員会評価
(No.112)防災分野への男女共同参画	くらしの安全課	防災分野における固定的な性別役割分担意識を解消するため、防災訓練や防災関係の会議等によりいっそうの女性参加・参画を図ります。また、消防団の女性団員入団についても、体制・施設等の整備を図りながら検討します。	総合防災訓練において、被災地支援に派遣された職員による現地体験談等を報告するブースを設置し、ここへ女性職員を配置する計画だったが、荒天により中止となった。	C
(No.113)農業経営への男女共同参画	経済課	市内の農業において女性が果たしている役割の重要性に照らして、女性の農業経営参画につながる「家族経営協定」締結を促進します。	認定農業者を対象にした農業簿記講習会を6回開催し、1名の女性農業者が5回受講した。	C

◆施策の推進状況評価

推進委員会(外部)評価
C

協議会(総合)評価
C

<p>【評価基準】</p> <p>A: 進んだ(前年度の進捗と比べて著しく進捗したものの、新規に事業を立ち上げたものなど)</p> <p>B: やや進んだ(前年度の進捗と比べて事業内容に進捗が見られたもの、改善を図ったものなど)</p> <p>C: あまり進んでいない(前年度と同様の事業内容のもの)</p> <p>D: 全く進んでいない(該当事業に着手しなかったもの。検討や準備を行ったものはCを選択)</p>
--

〈推進委員会による施策別評価理由と提言〉

<p>【理由】</p> <p>前年度と比べて、具体的な進捗がみられなかったため。</p> <p>【提言】</p> <p>◆総合防災訓練が中止となり、具体的に検証する作業や、拡充に向けての取組みを市民に伝えることができなかったことは残念である。次年度に確実な成果を挙げられるよう期待する。◆防災分野及び歴史的に男女の役割分担を機能的に行ってきた農業経営においては、なぜ男女平等を推進していかなければならないか、その必要性、必要性が市民の目からすると十分浸透していないように感じる。制度の周知の際には、その必要性・必要性を明確に示してほしい。◆地域の防災会議や防災に関する意思決定の場にどのように男女の不平等があるのか、現状やデータを市民に示すとともに、防災に関しての意思決定に女性の意見を反映できるような体制を整備してほしい。被災地では女性の意見の反映が必然となっている。</p>

〈協議会による施策別評価理由・今後の見通し〉

<p>施策全体としてみると、前年度からあまり進んでいない。推進委員会の提言にあるように、一般市民の目からするとまだまだなじみがない事業も含まれるので、事業の推進の際には、市民にわかりやすく周知していく必要がある。</p>
--

IV 数値目標の達成状況

数値目標は、計画実施期間内に達成すべき数値の目標として計画で設定しているものです。

数値目標

事業名	数値目標	計画策定当初	平成23年度
庁内におけるワークライフ・バランスの推進	男性職員の育児休業取得率について対象者1割の取得を目指す	5%(1人)	13%(2人)
審議会等の委員における性による偏りの解消 ※	審議会等の委員において一方の性が4割を下回らないようにする	女性委員比率29%	女性委員比率27%
女性管理職の登用促進	市の管理職の女性比率25%を目指す※平成24年度計画より目標値10%	6.3%(4人)	4.5%(3人)

※【各種審議会等における女性の割合】

庶務担当課	審議会等の名称	委 員			
		総数	男	女	女性の割合
秘書課	国分寺市表彰審査委員会	5	3	2	40%
総合情報課	国分寺市オンブズパーソン	1	0	1	100%
政策経営課	国分寺市行政改革推進委員会	8	7	1	13%
政策法務課	国分寺市情報公開・個人情報保護審査会	5	4	1	20%
政策法務課	国分寺市情報公開・個人情報保護審議会	12	9	3	25%
財政課	国分寺市補助金等審査会	5	3	2	40%
総務課	国分寺市政治倫理審査会	5	3	2	40%
職員課	国分寺市特別職報酬等審議会	9	8	1	11%
職員課	非常勤職員等公務災害補償等審査会	0	0	0	0%
職員課	職員倫理審査会	3	2	1	33%
職員課	職員懲戒審査会	3	2	1	33%
職員課	公益監察員	1	1	0	0%
くらしの安全課	国分寺市防災会議	30	28	2	7%
くらしの安全課	国分寺市国民保護協議会	35	32	3	9%
経済課	国分寺市小口事業資金融資審査委員会	0	0	0	0%
経済課	国分寺市商店街近代化等事業資金助成審査会	0	0	0	0%
経済課	国分寺市被害救済委員会	5	3	2	40%

経済課	国分寺市消費生活審議会	6	3	3	50%
経済課	認定農業者審査会	5	5	0	0%
男女平等人権課	国分寺市男女平等推進委員会	10	4	6	60%
福祉計画課	国分寺市高齢者保健福祉計画検討委員会	0	0	0	0%
生活福祉課	国分寺市民生委員推せん会	14	11	3	21%
障害者相談室	国分寺市障害程度区分認定審査会	12	9	3	25%
障害者相談室	国分寺市障害者自立支援協議会	11	9	2	18%
保険課	国分寺市国民健康保険運営協議会	16	15	1	6%
健康推進課	国分寺市予防接種健康被害調査委員会	0	0	0	0%
健康推進課	国分寺市市民健康づくり推進会議	0	0	0	0%
高齢者相談室	国分寺市老人ホーム入所判定委員会	5	2	3	60%
高齢者相談室	国分寺市地域包括支援センター運営協議会	13	8	5	38%
介護保険課	国分寺市介護保険運営協議会	15	9	6	40%
介護保険課	国分寺市介護認定審査会	54	29	25	46%
保育課	国分寺市保育費等検討委員会	0	0	0	0%
子育て支援課	国分寺市立学童保育所使用料検討委員会	0	0	0	0%
子育て相談室	国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会	12	5	7	58%
環境計画課	国分寺市環境審議会	12	11	1	8%
環境計画課	国分寺市公害対策協議会	0	0	0	0%
ごみ対策課	国分寺市廃棄物の減量及び再利用推進審議会	16	11	5	31%
下水道課	国分寺市下水道使用料審議会	0	0	0	0%
都市計画課	国分寺市都市計画審議会	16	11	5	31%
都市計画課	国分寺市まちづくり市民会議	13	12	1	8%
都市計画課	国分寺市開発事業調停委員会	3	2	1	33%
緑と水と公園課	国分寺市緑化推進協議会	15	14	1	7%
緑と水と公園課	国分寺市緑の基本計画見直し等検討協議会	12	9	3	25%
建築指導課	建築審査会	5	3	2	40%
道路管理課	国分寺市交通安全対策協議会	14	12	2	14%
用地課	国分寺市財産価格審議会	7	6	1	14%
国分寺駅周辺整備課	国分寺市市街地再開発事業融資あつせん審査会	0	0	0	0%
国分寺駅周辺整備課	国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業事業協力者選定審査委員会	5	5	0	0%
庶務課	国分寺市奨学資金審議会	10	9	1	10%

社会教育・スポーツ振興課	国分寺市青少年問題協議会	14	9	5	36%
ふるさと文化財課	国分寺市史跡武蔵国分寺跡整備計画策定委員会	10	9	1	10%
ふるさと文化財課	国分寺市文化財保護審議会	5	5	0	0%
各公民館 公民館運営審議会	本多公民館	7	4	3	43%
	恋ヶ窪公民館	7	3	4	57%
	光公民館	7	5	2	29%
	もとまち公民館	7	3	4	57%
	並木公民館	7	4	3	43%
図書館	国分寺市図書館運営協議会	9	7	2	22%
合 計	58 組織	501	368	133	27%

V 評価方法の今後の課題

平成 24 年度以降の中間見直し版行動計画に対する評価を行う来年度から、以下の点について評価方法を変更します。

1 施策評価の基準の見直し

本行動計画策定当初から今年度まで行った評価方法においては、評価基準があくまでも前年度比の進ちよく状況評価となっています。そのため評価結果を見ただけでは、本行動計画策定当初からの進ちよく度や、達成状況を読み取ることが難しくなっています。また、本行動計画も計画期間の中盤に差し掛かり、既に当初予定していた目標を達成した事業もありますが、計画年度途中に計画期間中の目標を達成した場合の評価基準が明確ではありません。よって評価基準を見直す必要があります。

2 施策評価の視点の見直し

現在設定している施策評価の視点は、当初計画で予定していた施策内容より広い事業の実施を所管課に求めるようなものとなっている箇所があります。今年度の評価作業の中で、施策評価の視点からの評価を厳格に捉えると、所管課で実施する施策・事業の内容と、評価の視点が要求するものが必ずしも噛み合わず、推進委員会の評価が内部評価に比べて厳しくなる傾向がみられました。評価作業自体は、あくまでも当初予定された行動計画の範囲内で行われるべきものであり、施策評価の視点をどの程度重視するかによって、評価者によって評価が異なる可能性があります。よって施策評価の視点を見直す必要があります。

3 自己点検票の書式の見直し

所管課によっては、計画に策定された事業内容と必ずしも一致しない事業実績を自己点検票に記入している場合があります。推進委員会での評価は、基本的には自己点検票の記入内容をベースに評価を行います。所管課が自己点検票を記入する際には、この点に十分留意する必要があります。自己点検票は、計画に沿ってどんな事業を実施したか、その結果何が成果として現れたか、評価年度に計画規定の事業内容が具現化ができなかった場合には次年度以降どうやって対応する予定であるか、そのような達成状況と今度の見通しが明らかになるような書式となるよう見直す必要があります。

4 重点評価項目と成果指標の設定

本年度の推進委員会から重点評価項目・成果指標について答申で提言をうけました。

重点評価項目は、本行動計画記載の分野・事業において、特に重点的・積極的に取り組むべき分野です。成果指標は、本行動計画の取組みの推進状況の評価する際の目安としてふさわしいものさしです。したがって、掲げられている項目・指標が、特に市として取組みが遅れているというものではありません。

平成 24 年度以降計画の評価を実施していく際には、上記の重点評価項目と成果指標を尊重します。

重点評価項目と成果指標

重点評価項目	事業名	成果指標
DV分野	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	DV防止の取り組み・相談件数
学校教育分野	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	全教員における男女比
		教職員管理職における男女比
保育分野	保育サービスの充実	保育所待機児童数(人口調整の上近隣市と比較)
		病児・病後児保育受け入れ定員数
高齢者介護分野	介護における男女共同参画の意識づくり	親の介護における主たる介護者の男女比
防災分野	防災分野への男女共同参画	防災会議におけるメンバーの男女比
モデル事業所	女性管理職の登用促進	庁内における係長職以上の男女比

VI 参考資料

- 資料No. 1 平成 23 年度推進状況内訳書
- 資料No. 2 平成 23 年度自己点検票書式
- 資料No. 3 平成 23 年度会議の開催状況
- 資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要
- 資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例
- 資料No. 6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

資料No. 1 平成 23 年度推進状況内訳書 (所管課提出の自己点検票事業実績を転載)

基本目標 I 男女の人権を尊重するまち

課題1 男女平等意識の醸成

施策(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績
1		男女平等 人権課	女性のための就労支援講座4回, 登録団体共催講座2回, 男性の育児支援講座1回, 女子就労教育分析講座1回, ウーマンズカレッジ(私の葬式・自分のお墓)3回の計11回を行った。参加者数は延べ266人。
2	男女平等に関する学習機会の提供	公民館	子育て中の母親にも子どもにも仲間が必要だという考えのもとで公民館保育室事業を実施した。また, 保育室に子どもを預ける経験や仲間との学習を通して, 固定観念や思い込みを問い直し, あらためて女性や男性の生き方を見直す学習を目指した。 性別役割分担意識の解消などをねらいとする事業を行ったが, 保育は行っていない。 保育あり:(五公民館)幼い子のいる親のための教室:本多19回・他の四館各20回(五館)保育室活動を考える会など74回(光)生活日本語教室35回 保育なし:(本多)講演会1回(恋ヶ窪)女性問題講座5回(光)お父さん応援講座1回 男性のための食生活講座3回(もとまち)生き方を考える講座6回(並木)人権講座5回(五館)自主グループ活動(保育の中で学びあう)を含めた保育室473回
3		保育課	保育所の日々の保育の中では男性保育士も女性保育士も安心・安全な保育, より良い保育という共通の目標の下, 協力しあっている。児童に対しても男女分け隔てない保育を行う。その姿を児童に見せることで小さなうちから男女平等意識の発芽を促す。また園行事や地域交流で集まった保護者に, 男性保育士が存在することで育児は男女隔てないものという意識づけを行う。
4	男女平等に関する情報の収集と提供	男女平等 人権課	男女平等推進センター情報誌発行年2回各2500部印刷(テーマは「震災!もし一人だったら」及び「再婚。そして継親, 継子」)。震災の記事は, 一人暮らしの高齢者に「役立った」と好評であり, 継親・継子の記事は, 行政でなかなか取り上げてこなかったステップ・ファミリーを取り上げた。男女平等推進センター掲示板に, 以下の掲示物を作成して掲示した。「東日本大震災から1年, それぞれの今…」, 「おススメ, 新着図書」(年2回更新), 男女平等推進に係る新聞切り抜き記事。図書資料貸出冊数は254件で, 平成22年度より12冊増えた。
5		図書館	市内各図書館で, 男女平等・人権・家庭のあり方などを主題にした図書を継続的に購入し, 提供している。 市役所等(国・東京都等を含む)が発行する男女平等・人権問題などの施策資料や啓発パンフレットなども収集し提供するように留意している。

6		総合情報課	市報発行やホームページの作成・維持管理等では、男女平等人権課と連携して男女平等の視点に立ち、人権及び男女平等を尊重した広報活動を行なった。
7	国際的理解を深める学習機会の提供	男女平等人権課	男女平等人権課職員が、各国の離婚事情についての研修に参加した。男女平等推進行動計画見直しのため、平成20年度から平成23年度にいたるまでの男女平等推進に関する国際的な潮流について整理し、見直し版計画に掲載した。
8		公民館	(光公民館)生活日本語教室の開催 昼コース 年35回 参加者28人 延262人 夜コース 年30回 参加者13人 延45人
9		文化のまちづくり課	国際理解講座を開催する国分寺市国際協会へ補助金を支出。 ●国際理解講座「世界を知ろうシリーズ」(年4回実施) 第1回「発展する小さな巨人—都市国家シンガポールの現状と今後の課題」 6月18日実施、参加者38名 第2回「トラックでアフリカ縦断の旅—アフリカの自然と多様な原住民の生活を見る—」9月10日実施、参加者22名 第3回「中央アジア:カザフスタンの今を聞く」 12月10日実施、参加者25名 第4回「アラブの春と今後の中東情勢の行方について」 3月10日実施、参加者47名

課題1 男女平等意識の醸成

施策(2) 学校における男女平等教育の充実

No.	事業名	所管課	事業実績
10	男女平等の視点をふまえた教育活動の推進	学校指導課	国分寺市男女平等推進行動計画における基本目標の達成を踏まえ、人権課題についての指導方法の改善・充実を図るために、授業研究やリーフレットの作成を行った。道徳では学習指導要領の内容項目にある「お互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲良く協力し助けあう」(5・6年)等の授業や特別活動の学級活動の内容として「男女相互の理解と協力」を踏まえた取組みを全校で実践している。
11	性別にとわられない職業意識の醸成、進路指導	学校指導課	生徒の勤労観や職業観を育成するために、職場体験活動を各中学校で3日間行った。さらに「生き方」指導を基本としたキャリア教育を一層推進するために、キャリア教育・進路指導推進委員会を年間2回開催した。
12	教職員への男女平等教育研修の実施	学校指導課	各学校においては、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を児童・生徒に理解されるために、学習指導要領に基づいて、男女平等教育の適正な実施に努めている。また、教員研修では、セクシュアル・ハラスメントやその他の非違行為を防止するため、各学校におけるサービス事故防止研修を年間2回実施している。さらに毎月の校長や副校長の連絡時にサービス事故事例を使いながら事故防止のための啓発を行っている。

課題1 男女平等意識の醸成

施策(3) 庁内における男女平等意識の徹底

No.	事業名	所管課	事業実績
13	職員への男女平等研修の実施	職員課	① 東京都市町村職員研修所への派遣研修 ・男女共同参画社会形成研修 派遣4名 ・課長新任研修(人権啓発等) 6名 ② 庁内研修 ・新任研修(セクシュアル・ハラスメント防止等) 13名 ・セクシュアル・ハラスメント, パワーハラスメント防止研修 40名
14		男女平等 人権課	男女平等人権課主催の職員向け研修は特に行わなかった。
15		保育課	職員が研修へ参加できなかった。研修には参加できなかったが、職員はその他の方法で知識の取得に努めた。
16		子育て支 援課	係内の日常業務のなかで、職員のセクシュアル・ハラスメント対策への意識が身に付いており、仕事上、言葉の発し方などから職員同士で気をつけている。特に、児童に関する施設として、幼少の頃よりの男女平等の意識形成などに配慮するよう、職員自らの意識啓発を職場内で、事例的に研修してきた経緯により、意識が身につけている。
17	男女平等	職員課	無し
18	に関する 職員意識 調査の実 施	男女平等 人権課	男女平等推進行動計画評価のための自己点検票を、各課職員に提出してもらった。ここから、日ごろ従事している事業に男女平等推進の視点を盛り込むことがあまり意識されていないことがあるということが読み取れた。

課題1 男女平等意識の醸成

施策(4) 男女平等に関する実態把握

No.	事業名	所管課	事業実績
19	男女平等 に関する 市民意識・ 実施調査	男女平等 人権課	平成 22 年度に実施した国分寺市市民意識・実態調査を、平成 23 年度中に市として分析し、調査報告書としてまとめて 10 月に発行した。分析の際には、推進委員会の委員などに個別に協力をしていた。
20	資料・デー タ等の整 備	男女平等 人権課	男女平等推進状況評価報告書を発行(11月)した。男女平等推進行動計画中間見直し版に、平成 22 年度実施の国分寺市市民意識・実態調査のデータを積極的に盛り込んで、情報発信した。

課題1 男女平等意識の醸成

施策(5) 家庭や地域における男女平等の意識づくり

No.	事業名	所管課	事業実績
21	メディア・リ テラシー (情報活用 能力)を育 成する学 習機会の	男女平等 人権課	男女平等推進行動計画中間見直しの際に、メディア・リテラシーの定義に「さまざまな媒体を通じて送られてくる情報を能動的・批判的(旧定義:主体的に)に読み解く能力, メディアにアクセスして必要な情報を引き出し活用する能力」等と一歩進んだ表現に変更した。「今から始めるハローワーク」講座及び「ウーマンズカレッジ」において、メディア・リテラシーを身につける必要があることについて言及した。

22	充実	公民館	保育室活動を考える会でインターネットを通じた人権侵害に関する話し合いを行った。
23		学校指導課	情報教育・ICT教育活用委員会を年間3回開催し、その中で教員や保護者を対象とする情報モラルに関する研修会も行い、情報教育の推進に努めた。小・中学校教員のコンピュータ実技研修会を夏季休業中に実施し、教員のICT活用能力の向上に努めた。
24	男女平等の視点での市刊行物等の見直し	総合情報課	男女平等人権課と連携して、内閣府や区市町村等から男女平等の推進に関する情報の収集と提供に努めた。
25		男女平等人権課	平成 22 年度に作成したガイドライン案から、進展しなかった。
26		公民館	公民館だより「けやきの樹」や事業のポスター・チラシなどの作成にあたっては、ジェンダーにとらわれず、人権を尊重した表現を行っている。
27		男女平等人権課	男女平等の視点による表現のガイドラインが作成・発行できていない。
28		公民館	※平成 24 年度中間見直し計画から、所管課として削除しているため、平成 23 年度も事業報告を割愛した。

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成

No.	事業名	所管課	事業実績
29	たがいの性を理解し、尊重するための学習機会の提供	男女平等人権課	ウーマンズカレッジ講座の中で、「生きる・死ぬ」という話の流れから、「主体的に子どもを産み・育てる」という話に言及した。
30		子育て支援課	児童館宿泊行事実施回数・参加人数＝しんまち児童館2回・143人もとまち児童館2回・43人 本多児童館2回・90人 いずみ児童館2回・89人 にしまち児童館1回・86人 若年層がたがいの性を理解し尊重するため、日常の児童館において、児童が自然な関わりを持てるよう配慮している。小学生から中高生などの若年層が、同空間にて自然な形で相手との調和をとり、違いを悟り関係性を生み出している。また、児童館と学童保育所および中学生障害児実施が併設している施設においては、日常的に学童保育所の児童も幅広い関わり合いが持て、多様な性の理解と人権を尊重する意識醸成が行われている。
31		学校指導課	小学校4年生の体育では、体の発育・発達について理解できるようにしている。中学校1年生では、思春期には、内分泌の働きによって生殖にかかわる機能が成熟することや成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となることを指導している。
32	HIV や性感染症などに	男女平等人権課	行動計画中間見直し版に、「性感染症」、「HIV」に関する定義を掲載した。

33	関する情報提供	健康推進課	基本的に HIV・性感染症は、都の事業であるため、センター内にポスターの提示や相談時・講座実施時における啓発資料(リーフレット等)の配布を実施している。 健康推進課では、相談時に対応(質問に答えるなど)したり、保健所で行っている無料の HIV 検査や性感染症を調べられるクリニックについての紹介を行っている。
34		学校指導課	小学校6年生の体育の学習指導では、病気の予防について取り上げる中でエイズの予防を指導し、中学校3年生の保健体育では、感染症は、病原体が主な要因となって生ずること、感染症の多くが発生源をなくすことや感染経路を遮断すること、主体の抵抗力を高めることによって予防できることを指導している。その中で、後天性免疫不全症候群及び性感染症についても取り扱っている。こうした教育活動をとおして、HIVや性感染症などに関する児童・生徒の適正な理解を図っている。

課題2 たがいの性の尊重と健康支援

施策(2) 性差や年代に応じた健康支援

No.	事業名	所管課	事業実績
35	性差や年代に応じた健康に関する情報提供・相談事業	健康推進課	女性講座(女性のがん予防・乳がん子宮がんなど)を実施した。また、全世代共通の悩みである睡眠についての講座(睡眠の質と睡眠障害について)を実施した。女性講座においては、保育(託児)も実施し、子育て中の女性も参加しやすいように配慮した。講座参加者: 延 68 名, 保育利用者: 延6名 また、3~4ヵ月児健診時に産婦相談を実施している。24回 929名に実施した。
36	性差に配慮した健診・検診の実施	健康推進課	骨粗鬆症検診は、20歳以上の女性を対象としていずみプラザで5日間実施し、494人受診した。乳がん検診は、30歳代以上の女性を対象として、4月~翌年3月に国分寺市医師会公衆衛生センター及び東京都がん検診センターで実施し、2,704人受診した。子宮がん検診は、20歳代以上の女性を対象として、4月~翌年2月に国分寺・小金井・小平市内の指定医療機関で実施し、2,327人受診した。
37	妊産婦への支援	健康推進課	妊娠届出時に、産後のメンタルヘルスについての周知・相談の紹介。妊婦・産婦・新生児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)、乳幼児健診の実施や3~4ヵ月児健診と同時実施の産婦相談事業を実施している。 また、女性のがん予防講座など各種講座を保育つきで実施している。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み

No.	事業名	所管課	事業実績
38	広報啓発活動による普及	男女平等 人権課	啓発講座5回開催(①落語という媒体を使って、家族関係の話から広い世代にDVについての啓発を行う、②女性弁護士による離婚などに関する法律講座実施、③性別に起因する暴力や人権侵害から自分の心と体を守る技術を身につけ、自尊感情を高め安心して生きるための方法を学ぶ、④少人数のグループでお互いの家の様子を話すことにより、自分の家がDV家庭である危険性をはらんでいるかもしれないことに気づきを与える、⑤DV被害者に関係者しかいない安全な場所を提供してDVについての知識を深め、今後の生き方について考えてもらう。)DV啓発リーフレットを、市内27か所計540枚補充配布した。
39		男女平等 人権課	平成23年度は特に実施をしなかった。
40	「デートDV」に関する啓発	子育て支 援課	中高生タイム実施回数・参加人数=いずみ児童館93回・335人 本多児童館39回・220人 しんまち児童館11回・19人 もとまち児童館14回・96人にしんまち児童館86回・580人 ひかり児童館33回・139人 児童館の中高生タイムの実施により、中学生・高校生または、17歳未満の若年層が自然な形で、自分を取り巻く人間関係や恋愛の話を出来るような場の設定をしている。中には、悩みとして抱えている場合もあり、児童館の職員は、日常会話から若年層の問題点を探り、必要があれば暴力防止の取組みの視点で関わる。
41	学校教育における暴力予防教育	学校指導 課	いじめ防止児童会・生徒会フォーラムを開催し、児童・生徒の意識の向上を図り、主体的に考え、行動する機会とした。 市独自の暴力を含めたいじめに関する実態調査を年間3回実施し、いじめ防止・早期発見の意識啓発を継続的に行った。また、国の問題行動調査も年間1回実施している。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保と自立支援

No.	事業名	所管課	事業実績
42	健診などを通じての発見と対応	健康推進 課	母子保健事業を通じて、母親や家族背景を把握。保健師の役割を説明し、信頼関係を築き、安心して相談できる関係を作る。家族の全体像をアセスメントし、安全確保と、生活面や精神面でのフォローとして必要な機関(相談・医療機関)の利用・支援者の自己決定を支援した。
43	関係者による通報の周知	男女平等 人権課	特化した研修会などは特に実施しなかったが、関係者に対して啓発リーフレットや男女平等推進センター情報誌を配布した。

44	被害者の安全確保	生活福祉課	被害者との面接相談により、一時保護の必要性を判断し、被害者にとって最も適切な施設への一時保護を、以下のとおり実施した。なお、23年度は市契約施設への保護実績はなかった。また、一時保護解除後については、それぞれの世帯の状況に応じて、母子生活支援施設入所、アパート転宅及び民間シェルター入所となった。①女性及び母子世帯7件について、東京都の一時保護施設にて一時保護を実施した。②女性及び母子世帯4件について、民間保護施設にて一時保護を実施した。
45		男女平等 人権課	緊急一時保護費支給対象となる案件はなかった。
46		総務課	夜間や休日など市役所の閉庁時に、女性や老人が暴力による被害から保護を求めてきた場合、二次被害等を起こさないよう言動に細心の注意をはかるよう当直警備員に徹底した。また、近くに身を寄せる場所が確保できない場合は、市役所で一時的に宿泊できるような宿泊場所の確保を行った。
47	被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意	市民課	DV被害者の住所を加害者等に知らせないために、住民票等の発行停止の支援措置を行っている。発行停止の措置は関係する区市町村(本籍地・前本籍地・前住所地等)にも支援を依頼するため、1件ごとの支援措置にはかなりの注意を要する。ちなみに平成23年度中のDV支援措置件数は56件あり、その内の25件が国分寺市民であった。
48		男女平等 人権課	DV防止連絡会を開催し、市民課・保険課等と住民基本台帳の閲覧の取扱い等の事務について情報の共有を図った。
49	さまざまな配慮を必要とする被害者への対応	男女平等 人権課	外国籍の相談者(中国、フィリピン籍)に対応した。国際協会と連携を図り通訳を行える団体を紹介したり、当課の法律相談担当弁護士から渉外に詳しい弁護士の紹介をしてもらうなどで対応した。
50	民間シェルターへの財政的支援	男女平等 人権課	東京多摩地域民間シェルター連絡会に対して、引き続き補助金の支給を行った。
51	被害者の自立支援	生活福祉課	一時保護を行った被害者世帯については、被害者世帯の状況に応じて、入所施設に配置されている専門職、医療機関、児童相談所、その他関係機関と連携し、日常生活上の問題解決を図るため、日常の生活費、住居及び就労等の相談、情報提供を行い、計画的かつ継続的な支援を行った。また、一時保護に至らない相談者については、継続的な相談を行い、必要に応じて関係機関と情報共有を図った。
52		男女平等 人権課	DV被害者のみを対象とするクローズド講座を行い、お互いの悩みを話しあえる機会を設けた。相談者に対して、積極的に図書資料室の本の貸し出しをすすめて、DV被害者が自分のおかれている状況を整理するために活用している。

53	子どもの安全確保とケア	子育て相談室	相談の中でDVが疑われる家庭を把握した場合、東京ウィメンズプラザの女性センターや男女平等人権課の紹介を行ったり、他市よりDVで逃げてきた家庭の支援を行った。関係機関からもDV家庭の子どもの支援の要請があり、母子自立支援員などと連携して多岐にわたる支援を行った。
54		保育課	虐待と疑われるケースについて、各保育所、子ども家庭支援センター、児童相談所等がケース会議を開催し、情報を共有した。また、虐待のケースで入所した児童に適切な保育を実施し、保護者への支援を行った。
55		学校指導課	各学校及び子ども家庭支援センターや児童相談所等が連携し、虐待を受けている児童・生徒の早期発見に努める。また各学校に、児童生徒虐待防止担当教員を配置し、組織的な対応の充実に努める。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携

No.	事業名	所管課	事業実績
56	ドメスティック・バイオレンス等に関する相談事業	男女平等人権課	昨年度に引き続き、男女平等推進センターで実施している悩みごと相談、女性のための法律相談、女性のためのカウンセリングにおいて、福祉事務所、婦人相談員と連携し、主に精神的DVの相談に対応した。また、DV被害者の相談機関(男女平等推進センター・東京ウィメンズプラザ・都女性相談センター等)の情報を閉庁時における電話案内や市ホームページ、情報誌、パンフレット等で提供した。
57	関係者からの二次被害の防止	男女平等人権課	「職員による二次被害の予防についての庁内マニュアル」を男女平等に関連する相談事業担当者情報交換会で配布した(参加者数9人)。
58		職員課	無し
59	「DV防止連絡会」による庁内連携の強化	男女平等人権課	庁内連携のための組織である「DV防止連絡会」を2回開催して、基本計画に基づく庁内連携の強化について検討し、DV防止・啓発事業についての共通理解を深めた。また、庁内DV支援連携フローチャートの検討をすすめた。
60	庁外の関係機関との連携強化	男女平等人権課	DV被害者への対策のため、相談事業担当者情報交換会において小金井警察署関係者が出席し、情報交換を行った。
61	手続きの一元化についての検討	男女平等人権課	DV防止連絡会で検討を行ったところ、男女平等人権課に婦人相談員が配置されておらず、本庁舎と離れている場所に男女平等人権課がある現状では、男女平等人権課に一元化することは難しいことが確認された。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止

No.	事業名	所管課	事業実績
62	セクシュアル・ハラスメントの防止の取り組み	男女平等 人権課	昨年度に引き続き、男女平等推進センターの図書資料室にセクシュアル・ハラスメントについての資料を配架した。職員課の新入職員向け研修の中でセクシュアル・ハラスメントについての啓発をした。産業労働局のセクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック等を掲示コーナーに置き、セクシュアル・ハラスメントに対する理解を深めるための情報提供を行った。職員課開催のセクシュアル・ハラスメント講座に当課より3名参加。
63	庁内におけるセクシュアル・ハラスメント対策	職員課	① 東京都市町村職員研修所への派遣研修 ・課長新任研修(人権啓発等)6名 ② 庁内研修 ・新任研修(セクシュアル・ハラスメント防止等) 13名 ・セクシュアル・ハラスメント, パワーハラスメント防止研修 40名
64	セクシュアル・ハラスメント対策	学校指導課	各学校の校務運営組織にセクシャル・ハラスメント相談員を位置づけた相談体制を一層充実する。また、セクシャル・ハラスメント相談員の存在を学校内外に周知することにより、セクシャル・ハラスメントの防止に役立てる。昨年度から学校要覧に相談員名を記載している。

課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

施策(5) 人権侵害を予防するための支援

No.	事業名	所管課	事業実績
65	ストーカー等の防止の取り組み	くらしの安全課	国分寺駅周辺のつきまとい勧誘行為防止重点地区では、警備員を配置して、つきまとい行為などさせないようにパトロールを実施。また、住宅街では、青色防犯パトロールカー(庁用車と業者委託)による防犯パトロールを実施することでストーカー等を含む犯罪の発生を抑制している。
66	ストーカー等の防止の取り組み	男女平等 人権課	ひったくりやストーカー、チカン行為などの犯罪被害にあわないため、安心して安全な毎日を過ごすため、自分の心と体を守る技術を身につけるための、女性のための護身術を開催した。

基本目標Ⅱ 男女が平等に社会参画できるまち

課題4 就労における男女平等の推進

施策(1) 事業者への啓発と支援

No.	事業名	所管課	事業実績
67	雇用における男女	男女平等 人権課	平成23年度は特に具体的な対応を行わなかった。

68	平等に関する実態把握	総務課	国分寺市公共調達条例を議会に提出し、市の考え方を明示した。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる。平成23年第4回定例会に議案第95号として提出し、総務委員会において継続審査となっている。
69		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用平等推進セミナーを共催で開催した。ただし、計画に掲げている当該事業については、具体的な対応は行わなかった。
70	雇用における男女平等に関する啓発・情報提供	男女平等 人権課	男女平等推進行動計画中間見直し版に、ポジティブ・アクションの推進についての情報提供を盛り込んだ。同じくクオータ制についても言及した。 女子の就労をめぐる現状と課題をテーマに講座を開催し、情報提供をし問題を共有した。 昨年度に引き続き就労支援情報コーナーを設置し、関係機関からのパンフレットや冊子による情報提供をした。
71		経済課	就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、しごとセンター多摩などが実施する女性向けのセミナーや就労に関する情報提供を行った。また、就労支援情報のパンフレットやチラシを庁内に配架し情報提供に努めた。
72	就労支援ネットワーク化の推進	経済課	東京しごとセンター多摩、東京都労働相談情報センター等の雇用・就労関係機関と共催して、各種セミナー講座の開催、就職相談会・面接会の支援を実施した。

課題4 就労における男女平等の推進

施策(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討

No.	事業名	所管課	事業実績
73	市の調達における男女平等推進事業者評価制度	総務課	国分寺市公共調達条例を議会に提出し、市の考え方を明示した。当該条例には、事業者の努めとして、男女平等を実現するための方策を推進することを求め、調達において男女平等、子育て支援等の取組みを評価する視点を盛り込んでいる。平成23年第4回定例会に議案第95号として提出し、総務委員会において継続審査となっている。
74	の検討	男女平等 人権課	当該事業については、総務課の所管であり、男女平等人権課は意見を求められなかったため。

課題4 就労における男女平等の推進

施策(3) 起業・再就職への支援

No.	事業名	所管課	事業実績
75	再就職に関する情報提供・支援	男女平等 人権課	女性のための就労支援講座(はじめてのエクセル)全4回を行い、延べ76人出席した。19人の参加者のうち11人の受講動機が「再就職に役立てたい」であり、うち16人が参加した結果「仕事に役立てそう」と回答した。

76	起業に関する情報提供・支援	男女平等 人権課	平成 23 年度は特に特化した講座を行っていない。女性の起業についての情報提供を、男女平等推進センター内「女性のための就労支援情報提供コーナー」にて行った。また、男女平等推進センター図書資料室内の「おススメ・新着図書コーナー」に、起業に関する図書を並べて、掲示した。
77		経済課	小口事業資金融資あっせん制度について、市報、市ホームページ等で周知している。 平成 23 年度あっせん決定実績 小口(運転, 設備) 女性事業者 9 人 / 92 件中 小口(創業) 女性事業者 1 人 / 8 件中

課題4 就労における男女平等の推進

施策(4) 働き方における格差の是正

No.	事業名	所管課	事業実績
78	事業者へ むけた啓 発・情報提 供	男女平等 人権課	男女平等推進センター情報誌「ライツこくぶんじ」に男女平等推進に関する情報を掲載し、商工会等を通じて市内事業者への情報提供を行った。
79		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で男女雇用機会均等法等のセミナーを共催で開催した。また、「ワーク国分寺」を利用し、事業者向けのセミナーなどの情報提供を行った。
80	市民にむ けた情報 提供	男女平等 人権課	男女平等推進センター図書資料室の労働・女性労働コーナーに図書資料を購入・配架した。女性のための就労支援情報コーナーを設置し、関係機関からのパンフレットや冊子による情報提供を行った。おススメ図書の掲示物に、就労支援のコーナーを作った。
81		経済課	東京都労働相談情報センター国分寺事務所の主催で労働セミナーを共催で開催した。また、「ワーク国分寺」を利用し、関係機関からのチラシ等を掲載するとともに関係窓口などに配架し情報提供を行った。

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(1) 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進

No.	事業名	所管課	事業実績
82	ワーク・ラ イフ・バラ ンスに関す る広報活 動	男女平等 人権課	情報誌での記事の掲載は特に行わなかった。センター主催講座の中で、女子の就労教育の現状と課題についての講座の中で、人生全体を通じての家庭生活と職業生活の両立について学習する機会を提供した。
83		経済課	就労支援サイト「ワーク国分寺」を活用し、東京都、東京都労働相談情報センター国分寺事務所が主催するワーク・ライフ・バランス普及啓発イベントの広報を行った。

84	庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	職員課	<p>・前年度に引き続き、超過勤務削減に向けて、啓発・指導を行った。毎週水曜日のノー残業デーの徹底と、超過勤務命令の事前届出制は定着したが、7月からは原則として超過勤務を命じないこととした。また、超過勤務を命じる場合も、夜間の実施を自粛し、原則始業前に行うようにした。さらに、従前の水曜日に加え、金曜日にもノー残業デーとし、この日に超過勤務を命じる場合は事前に職員課長に届け出ることとした。10月からは、従前の水、金に加え、月曜日にもノー残業デーとし、上記以外の日に超過勤務を命じる場合も、原則午後9時までとした。また、全ての超過勤務について、事前に職員課長に届け出ることとした。</p> <p>・子どもの看護休暇の日数増加(2人目以上 10日)、短期の介護休暇の創設を行った。</p> <p>・男性の育児休業取得率は上昇しているが、取得者数は増加していない。ただ、男性職員が取得できる育児参加休暇については時間単位でも取得可能ということもあり継続して取得率は高い。</p>
----	-----------------------	-----	---

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(2) 子育てへの支援

No.	事業名	所管課	事業実績
85		健康推進課	両親学級は毎月1回土曜日のひかりクラス・平日2日間コースのわくわくクラスを4回開催。ひかりクラスはパートナー(父親)が主に実習・体験する内容となっている。平成23年度ひかりクラス・わくわくクラス男性参加者:282名
86	男女がともに子育てをするための意識づくり	子育て相談室	こどもの発達センターつくしんぼの通園教室において、父親の参加しやすい土曜・日曜日に行事を設定。・保護者交流会(スポーツ大会)を実施。(20名中17名の参加)・父親参観日での講演会実施。(20名中17名+外来1名参加)・つくしんぼにて園内父子宿泊訓練を年1回実施。(20名中17名参加)・父親の力を必要とする、餅つきを親子行事で設定。(20名中17名参加)・卒園式後のお別れ会で企画された、父親のパフォーマンスの練習機会を1月~3月で4回設定。(毎回20名中15名以上が参加)・父親向け講演会「父親の役割」を実施。(20名中13名参加)家庭支援センターの講習会「パパと遊ぼう」年1回2コース実施。父子でも利用しやすい、親子スペースの雰囲気づくり。親子スペース講習会・「パパの手作りおもちゃ」3名参加・「パパと子どもの遊びの会」34名参加*20名は通園生の父親の数
87		男女平等人権課	パパ講座「パパはトップヘアスタイリスト!」を開催し、自宅で父親が子どもの髪の毛を切ってあげながら、子どもとのコミュニケーションをとることで親子の親密な時間を持つ。また、家事・育児が女性だけの仕事ではなく、男女が共に担うべきものであるという視点を持つことにより、父親の育児休業や男女平等の推進について理解を深める機会とした。参加人数17組(父親17人、母親7人、子ども22人)

88	保育サービスの充実	保育課	平成 20 年4月以降、西国分寺保育園、ぶんじっこ保育園、同分園、アスク国分寺南町保育園を整備したが、平成 23 年4月には更に西国分寺共同保育園を認可のポッポのもり保育園に、保育園ポッポのもりを同分園に、保育園ピコ国分寺、にしこくワンダーランド保育園を開園することで定員数の大幅拡大を図った。これにより待機児数を減らし、各園ごとに特色のある保育を行うことで多様な保育需要への対応も図った。
89		子育て支援課	学童保育所の三季休業中(春・夏・冬休み)保育期間での、午前8時15分開所。新入学児童に対して約一ヶ月間午後7時までの延長保育の実施(新1年生タイム)。指定管理者の運営による第二光町学童保育所においては、三季休業中、午前8時開所および恒常的に午後7時までの保育実施。さらに、しんまち児童館、第一・二新町学童保育所施設が指定管理者による運営で、時間延長が実現している。
90	子育てを支え合う関係づくり	子育て相談室	援助会員増加を図り、援助活動を円滑に行うため援助会員講習会(4日間)を3回開催し参加数 89 名(内登録者数 62 名)となる。援助会員へのフォローアップ研修会 1 回、会員交流会2回を開催する。(延べ参加者数 70 名) 仕事と育児を両立することができる環境を整備するとともに、地域の子育て支援を行えるように説明会を開催する。5回(参加者 53 名) 子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するべく、地域内の関連機関との会(円卓会議)に月 1 回参加し連携を深めた。 母親が会員登録し、父親も委任状を出す形式として両親で活用をし、両親による育児を支援した。
91		子育て支援課	委託型1ヶ所、ボランティア団体との共同運営型1ヶ所、協働事業運営型3ヶ所、学童保育所施設運営型5ヶ所、泉町集会室での運営1ヶ所で展開した。妊娠期の方や、小さなお子さんと暮らす市民が、気楽に立ち寄れて、お話ししたり子育て仲間に出会ったりしながら、その輪が広がっていく環境づくりを応援している。また、子育て支援活動を行う市民・民間団体、国分寺市福祉協議会、国分寺市国際協会と市がお互いのパートナーシップをもって参加する国分寺子ども・子育て支援会議を持ち、子育て情報の共有を図っている。
92	子育てに関する総合的な相談・支援	保育課	家庭で保育をしている保護者から子どもの発達や成長の相談を受けたり、その支援をするため、保育所で地域支援事業を実施している。児童同士が交流を図り、保護者は食育の講習や講話を受講し、事業を通じて育児相談等の支援を行った。 男性の育児参加の促進は、参加しやすい土曜日に行事を設定した。児童虐待へは専門機関と連携し、情報を共有するなど早期発見に努めた。
93		子育て相談室	契約事業者向けヘルパー講習会1回「出産・子育て期の家庭への理解」を開催した。参加者数7名だった。また、昨年同様、ショートステイ事業の実施するとともに、父親との積極的な面談の中で様々なアプローチを図り、父親の育児参加促進を図った。

94	子ども連れ で利用しや すい施設 整備	子育て支 援課	<p>・東京都が実施している授乳及びおむつ替え等のための施設整備（赤ちゃん・ふらっと事業）について、平成23年度に市内22か所の施設の実施を始めた。（市施設20か所、都施設1か所、NPO法人1か所）</p> <p>・「国分寺子育て・子育ていきいき計画」において、赤ちゃん・ふらっと実施施設の平成26年度の目標値が20ヶ所と定められており、その目標値を平成23年度現在において達成することができた。</p> <p>・平成22年度の赤ちゃん・ふらっと事業実施施設は1ヶ所であり、1年間で22ヶ所に増やすことができた。</p> <p>・施設マップについては、市報に掲載した親子ひろばマップをチラシとして印刷し、市内施設及び民間団体へ平成23年度の1年間で合計5000部以上配布した。また、協働事業として「子育てガイドブックとおれんじこくぶんじ」を5000部作成し、児童手当の申請に訪れた市民や市内の子ども施設にて配布している。合わせて、地域活性化交付金を活用し、国分寺子ども・子育て支援円卓会議の協力を得て、「親子ひろばマップ」を3万部作成し、医療機関等、市の施設以外にも配布場所を広げて配布していく予定。</p>
----	------------------------------	------------	--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(3) 介護への支援

No.	事業名	所管課	事業実績
95	介護にお ける男女 共同参画 の意識づく り	男女平等 人権課	平成23年度は特に特化した事業を行わなかった。
96		高齢者相 談室	男性にも参加の呼びかけを行い、食生活改善料理教室（3日間コースを2回）を実施し、生活自立の促進を図った。低栄養になることを予防し自立した生活を継続するための知識や簡単な手技（調理等）は、性差を問わず獲得する必要性があることを伝える機会とした。
97	介護への 支援	高齢者相 談室	<p>・介護保険の要支援認定者について、主に自立支援を目的とした介護予防ケアプランを作成し、それに基づき支援を行った。</p> <p>・認知症高齢者家族懇談会（きさらぎ会、市内3会場にて実施）開催支援の実施・家族介護者支援事務事業</p> <p>・交流会事業…市内5か所の地域包括または地域相談センターで介護者交流会を開催し、うち1センターでは、男性介護者を中心とした懇談会を定例化した。</p> <p>・鑑賞会事業…在宅で寝たきり又は認知症を有する高齢者を日常介護している家族の慰労のため、演劇等の鑑賞券の給付を行った（利用者2件）。</p>
98		介護保険 課	認知症サポーター養成講座の実施・第4期（21年度～23年度）介護保険事業計画の中に緊急ショートステイの実施を重点施策に位置づけた。第5期の計画においても継続として上記講座を実施していく。

99	介護に関する総合的な相談事業	高齢者相談室	高齢者・介護者の総合的な相談機関として直営地域包括支援センターの運営、地域包括支援センター・地域相談センターの統括・後方支援等で地域の相談拠点の充実を図る取組を実施。また、委託先センター(地域包括・地域相談センター)等と連携を取りながら、地域における高齢者の権利擁護について支援を実施。特に、高齢者虐待の未然防止・早期発見と早期対応のため地域の拠点である委託先センターの地域における相談体制、委託先センターからの相談に対応する後方支援体制を整えることに努めた。また、高齢者虐待におけるネットワーク体制の整備が昨年度整い今後は運営の充実を目指すこととなった。
----	----------------	--------	--

課題5 男女共同参画を支える環境の充実

施策(4) 生活の安定と自立の促進

No.	事業名	所管課	事業実績
100	高齢者の自立支援	高齢者相談室	高齢者・介護者のニーズ把握、サービス提供体制及び地域における支援体制の検討や高齢者等に対する支援のネットワーク構築等地域における高齢者支援の充実を図るため各種会議、連絡会を開催。地域包括支援センター・地域相談センター全体会、地域包括支援センター・地域相談センターの職種別連絡会、国分寺市地域ケア会議、専門部会、小地域ケア会議、介護保険事業所の各職種別連絡会等を開催し、高齢者支援における連携体制の検討・実施を行った。特に地域ケア会議は平成23年度再編し地域包括ケア体制構築に向け新たな地域課題の抽出を実施した。
101	障害者への支援	障害者相談室	身体障害者相談員、知的障害者相談員が福祉センター及びひかりプラザで、月2回障害者とその家族が地域で自立した生活をするために抱えている様々な課題相談に対応している。また、電話による相談も随時受けており、障害福祉サービスなどの情報提供も行っている。市内には、3事業所が相談支援と創作的活動などの事業を行う地域活動支援センターI型があり、ここにおいても種々の相談を受け、情報提供を行っている。障害者就労支援センターでは、障害者の自立を促進するための一般事業所への就労を促す支援並びに障害者と事業所とのコーディネートを行って、実績は上がっている。
102	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	生活福祉課	母子家庭の経済的・社会的自立を図るため、東京都母子福祉資金の貸付けを以下のとおり行った。 ①修学資金 569件 36,918,720円 ②就学支度資金 11件 6,130,000円 ③生活資金 16件 1,808,000円 ④修業資金 12件 714,000円 ※件=貸付月数
103	ひとり親家庭の生活安定と自立支援	子育て相談室	申請のあったひとり親家庭へホームヘルパーを派遣した。 ひとり親の家庭内の問題や自立支援に向けた課題への相談対応と各種サービスの情報提供を行った。 生活福祉課、子育て支援課や保育課などと連携を取り合いながら、相談業務を行った。 暮らしのガイド、子育てガイド、市報、子ども家庭支援センターパンフ

			レットなど様々な広報手段を使って、事業を広く周知した。
104		子育て支援課	手当・医療助成制度の申請時に併せて受けるひとり親家庭に関する各種相談については、その内容に応じた相談窓口の案内やサービスの情報提供を行った。また、当課で実施しているひとり親関連諸制度に関しては、ホームページ、市報や窓口説明用チラシにて情報を提供し、広く制度の周知を行うとともに、前年度と同内容で、児童扶養手当(国)、児童育成手当(都)及びひとり親家庭等医療費助成(市)の支給・助成を行った。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(1) 庁内における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
105	審議会等の委員における性による偏りの解消	政策経営課	各課が所管している、58 の審議会等委員の男女比については、各課が選任・選考する際に、一方の性が4割を下回らないよう考慮していたものの、結果として、全 501 人の委員総数のうち、男 73%女 27%となり、目標値を下回っている。女性ゼロの審議会等は、公益監察員、認定農業者審査会、国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業事業協力者選定審査委員会、国分寺市文化財保護審議会の4審議会等である。
106	庁内の職域の偏りの解消	職員課	可能な限り性別の偏りが生じないように配慮した職員配置を行った。
107	女性管理職の登用促進	職員課	平成 22 年度中の昇任者はいなかったため、平成 23 年度の数値としては変化がなかった。平成 23 年度の昇任試験は 1 名が受験し合格している。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(2) 地域における男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
108	男性の地域参画の促進	公民館	男性を対象にした講座:(光)男性のための食生活講座・お父さん応援講座 男性参加者が多い講座:(本多)人権講座「障害者を取り巻く状況」・生活関連講座「遺産相続について学ぶ」(恋ヶ窪)講演会「琉球の歴史と文化」・環境講座「農と食から地産地消を考える」(光)大人が楽しむ数学講座 (もとまち)生き方を考える講座・文化講座「印象派の絵画の魅力を探る」(並木)農業体講座・社会問題講座「自分の暮らしの幸せ度」講座では問題を自分にひきつけて考え、自分を大事にすると同時に他の人も大事にし、また自然環境と共存していく生き方を学びあった。
109		男女平等 人権課	ライツウーマンズカレッジ「自分の葬式 私のお墓」講座や、DV 啓発落語講座を開催し、男性も女性と一緒に地域女性が抱えている問題を学ぶことができる機会を提供した。延べ参加者 90 人(男性参加者約 30%)。

110	市民活動への支援	協働コミュニティ課	市民活動推進のための講座を計8回実施した。参加者数は延べ229名。講座の内訳は、市民活動のきっかけづくりのための講座6回、市民活動団体支援(スキルアップ)のための講座2回。
111	女性リーダーの育成	男女平等人権課	男女平等推進センター登録団体と共催で講座を行い、地域活動へ女性が関わるきっかけとして、地域のリーダーとなる前提のエンパワメントを行った。講座参加者数延べ30人。

課題6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画

施策(3) 新たに取り組むを必要とする分野への男女共同参画

No.	事業名	所管課	事業実績
112	防災分野への男女共同参画	くらしの安全課	総合防災訓練において、被災地支援に派遣された職員による現地体験談等を報告するブースを設置し、ここへ女性職員を配置する計画だったが、荒天により中止となった。
113	農業経営への男女共同参画	経済課	認定農業者を対象にした農業簿記講習会を6回開催し、1名の女性農業者が5回受講した。

資料No. 2 平成 23 年度自己点検票書式

H23年度実施事業

No. 1

国分寺市男女平等推進行動計画 自己点検票		課長名:	記入者名:
担当課	男女平等人権課		施策No. 1-1-(1)-①
対象施策	基本目標	1	男女の人権を尊重するまち
	課題	1	男女平等意識の醸成
	施策名	(1)	家庭や地域における男女平等の意識づくり
	事業名	①	男女平等に関する学習機会の提供
	事業内容	男女平等推進センターや公民館で、女性のエンパワーメントや性別役割分担意識の解消などをテーマに講座等を開催します。男性への理解を広げる企画を充実し、若年層とともに進める事業に取り組めます。 ・男女平等推進条例、男女平等推進行動計画の周知・多様な団体との連携による広報・公民館保育室事業の実施 ・男女平等の保育、幼児教育の促進・若年層とともに進める事業の実施・市民の作品募集による意識の普及	
施策評価の視点	1	男女平等・共同参画の社会意識の重要な部分を形成する固定的な性別役割分担意識は、市民に対する意識啓発によって、どのくらい改善したのか。	
	2	市民への意識啓発の方法は、効果的であったのか。	
	3	地域において、男女平等教育が推進されているのか。	
	4	家庭において、男女平等教育が推進されているのか。	
	5	市民の男女平等・共同参画社会づくりについての理解が進んでいるか。	
1. 事業実績	女性のための就労支援講座4回、登録団体共催講座2回、男性の育児支援講座1回、女子就労教育分析講座1回、ウーマンズカレッジ(私の葬式・自分のお墓)4回の計12回を行った。参加者数は延べ266人。	実績数値等 該当講座開催数 平成20年度 平成21年度 38回 41回 平成22年度 平成23年度 18回 12回	
	22年度推進委員会指摘事項:PR方法の工夫、参加者ニーズの把握、一方通行の実施にとどまらない等講座のやりかたの工夫が必要		
2. 事業の評価	上記「施策評価の視点」から見て、前年度と比べた進捗状況(A~D)を選択	評価	
	進んだ やや進んだ あまり進んでいない 全く進んでいない A B C D	B	
	「施策評価の視点」から見て、計画改定時(20年度)と比べた進捗状況(A~D)を選択	B	
	進んだ やや進んだ あまり進んでいない 全く進んでいない A B C D		
	(評価の理由)開催回数こそ減ったが(パソコン講座の回数減、簿記講座の中止)、講座の参加者は多数であったため、やや進んだと考えた。課題とする分野で、誰を対象者とするか、対象者が何を必要としているか、そのニーズに対してどのような講座を提供すべきかを検討して講座を設定した。講座には20代~80代まで幅広い年齢の男女が参加したため、啓発方法は効果的であったと考える。(視点1、2、5による)		
上記でC・D評価とつけた場合に、理由として該当するものに○を記入のこと(複数回答可)	1 来年度以降に実施予定である 2 予算措置がされなかった 3 職員体制に課題があった 4 緊急優先事業の発生 5 その他 ()		
3. 男女平等推進の視点から見た今後の課題	なかなか呼び込めない対象者(40代女性、30~50歳代男性など)へどのように呼び掛けるか、講座の内容と周知方法に工夫が必要。講座受講前後の受講者の性別役割分担意識の変化が分からないので、それが読み取れるようなアンケートの実施が必要。	課題を解決するために連携の必要な所管課	
男女平等推進の視点(国分寺市男女平等推進条例第3条より)	男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。		
	1	性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること	
	2	性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること	
	3	市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場合に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること	
	4	性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することを両立できるようにすること	
5	国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること		

記入例

資料No.3 平成23年度会議の開催状況

(1) 国分寺市男女平等推進委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成24年5月30日	1 委嘱状交付 2 年間スケジュールと今年度評価手法の説明 3 重点評価項目と成果指標の検討 4 グループ分けと課題分担
第2回	平成24年6月25日	1 施策推進状況の検討（各グループからの報告） 2 ヒアリング対象課検討
第3回	平成24年7月20日	1 ヒアリング（保育課および学校指導課） 2 意見交換
第4回	平成24年7月23日	1 施策推進状況評価審議 2 重点評価項目と成果指標の設定
第5回	平成24年8月6日	1 施策評価内容の最終調整と成果指標の確認 2 答申案審議

○平成24年度 国分寺市男女平等推進委員会委員

氏名	所属等	選出区分
小松 清	三多摩医療生活協同組合	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
深田 友子	多摩でDVを考える会	
渡辺 みづゑ	フェミニネット奏	
廣田 昌子 ○	国際ソロプチミスト国分寺	
高浜 洋平		2号委員 (公募市民)
筒井 隆志		
吉田 英子		
苫米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
眞鍋 倫子	中央大学准教授	
谷口 郁子 ◎	月刊「社会教育」編集長	

(2) 国分寺市男女平等推進協議会

	開催日	検討内容
第1回	平成24年5月7日	1 実施状況評価の手法について検討 2 評価スケジュールについて検討 3 推進委員会諮問事項決定

第2回	平成24年8月24日	1 施策推進状況評価について検討 (推進委員会答申と専門委員会報告をもとに) 2 その他
第3回	平成24年9月12日	1 施策推進状況評価について検討 2 報告書案について検討

○平成24年度 国分寺市男女平等推進協議会委員

役職	氏名
副市長(会長)	樋口 満雄 ◎
市民生活部長(副会長)	加藤 美智子 ○
政策部長	内藤 達也
総務部長	本橋 信行
福祉保健部長	白石 忠志
子ども福祉部長	根本 裕之
教育部長	小山 則夫

(3) 国分寺市男女平等推進専門委員会

	開催日	検討内容
第1回	平成24年7月24日	1 事業推進状況評価検討(課題1～3) 2 その他
第2回	平成24年8月21日	1 事業推進状況評価検討(課題4～6) 2 その他

○平成24年度 国分寺市男女平等推進専門委員会委員

所属	氏名
政策部総合情報課広報広聴担当係長	藤川 浩二
政策部政策経営課政策経営担当係長	伊藤 寿一
総務部職員課人事・研修係主任	岩垂 亮二
市民生活部経済課消費生活・就労支援担当係長	幡野 浩
市民生活部文化のまちづくり課主任	本郷 愛弓
福祉保健部生活福祉課庶務係長	新井 宏伸
福祉保健部健康推進課健康推進担当主任	寒河江 美千代
高齢者相談室高齢者福祉係長	久保 祐司 ○
子ども福祉部子育て支援課児童館・学童保育係主任	石川 理江
子ども福祉部子育て相談室子ども家庭支援センター相談支援係	山川 恭子
教育部庶務課庶務係	長船 智子
教育部学校指導課統括指導主事	松浦 素明
教育委員会国分寺市立第二小学校	山口 悦子
教育委員会並木公民館長	木場 理恵 ◎

※ 氏名の横の◎印は委員長，○印は副委員長

資料No. 4 国分寺市男女平等推進行動計画の概要

1 計画の目的

本計画は、国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき、男女平等社会の実現に向けて、国分寺市において男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 計画の位置づけ

- (1) 国分寺市男女平等推進条例第9条に基づき策定する計画です。
- (2) 男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づき市が策定する、男女平等推進に関する施策についての基本的な計画です。
- (3) 「課題3 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶」の「施策(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための取組み」から「施策(3) 相談業務の充実と関係機関との連携」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく、国分寺市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」(市町村基本計画)に相当します。

3 計画の期間

第4次国分寺市長期総合計画の実施年度に合わせ、期間を平成20(2008)年度から平成28(2016)年度の9年間とします。平成23(2011)年度に計画の見直しを行い、平成24(2012)年度から中間見直し計画を施行しました。

4 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「国分寺市男女平等推進委員会(以下「推進委員会」)」において、男女平等推進施策に関わる重要事項や行動計画の進捗状況について、専門的あるいは市民的見地から調査審議し、市長に答申します。推進委員会からの答申をふまえて、男女平等推進施策を展開します。推進委員会は、男女平等社会の実現に向けて活動する団体の代表4人、公募市民3人、識見を有する者3人の10人で構成されます。

全庁にわたる横断的な推進体制として、副市長を会長とし6人の部長で構成する市の内部組織である「国分寺市男女平等推進協議会」(以下「推進協議会」)により、男女平等推進施策の総合的な推進と調整を行います。

(2) 市民、事業者等との連携と協働

男女平等推進をめぐる課題は、あらゆる分野に深く根ざしています。男女平等社会の実現にむけて施策を推進するにあたっては、市民や事業者等との連携や協働が欠かせません。市・市民・事業者等がさまざまな分野で主体的にそれぞれの役割を果たしていくことが望まれます。

(3) 国や東京都、関係機関との連携

国の法整備や、東京都が広域的に実施すべき事項等については、国や東京都に積極的に働きかけを行うとともに、必要に応じて他の関係機関と連携を図ります。

(4) 行動計画の効果的な進行管理

計画をより実効性のあるものとするために、年度ごとに推進状況の報告を行い、進捗状況を示します。また、国分寺市男女平等推進条例第10条に基づき推進委員会からの意見を聴取し、年次報告書を作成し、公表します。

進捗状況の評価にあたっては、評価基準を明確にし、それをもとに評価した結果を計画の見直しに反映します。

5 計画の基本理念

本計画に基づき施策を推進するにあたっては、国分寺市男女平等推進条例第3条に規定する基本理念をこの計画の基本理念とします。

- (1) 性別にかかわらずだれもが、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダー(社会的性別)による固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらずだれもが対等に参加できること。
- (4) 性別にかかわらずだれもが、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育てや介護等家族としての役割を果たすことと、職場や地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組みと密接な関係があることを認識して、取組みを推進すること。

6 計画の体系

【目 標】	【課 題】	【施 策】
<p style="text-align: center;">目 標 1</p> <p style="text-align: center;">男 女 の 人 権 を 尊 重 す る ま ち</p>	<p style="text-align: center;">課題 1</p> <p style="text-align: center;">男女平等意識 の醸成</p>	<p>(1) 家庭や地域における男女平等の意識づくり</p> <p>(2) 学校における男女平等教育の充実</p> <p>(3) 庁内における男女平等意識の徹底</p> <p>(4) 男女平等に関する実態把握</p> <p>(5) 男女の人権に配慮した表現の推進</p>
	<p style="text-align: center;">課題 2</p> <p style="text-align: center;">たがいの性の 尊重と健康支援</p>	<p>(1) たがいの性を理解し、尊重する意識の醸成</p> <p>(2) 性差や年代に応じた健康支援</p>
	<p style="text-align: center;">課題 3</p> <p style="text-align: center;">性別に起因する 暴力や人権侵害 の根絶</p>	<p>(1) ドメスティック・バイオレンスの予防のための 取り組み</p> <p>(2) ドメスティック・バイオレンス被害者の安全確保 と自立支援</p> <p>(3) 相談業務の充実と関係機関との連携</p> <p>(4) セクシュアル・ハラスメント等の防止</p> <p>(5) 人権侵害を予防するための支援</p>

【目標】

【課題】

【施策】

目標 2 男女が平等に社会参画できるまち	課題 4 就労における男女平等の推進	(1) 事業者への啓発と支援
		(2) 男女平等の視点による調達の仕組みの検討
		(3) 起業・再就職への支援
		(4) 働き方における格差の是正
	課題 5 男女共同参画を支える環境の充実	(1) 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活との調和)」の推進
		(2) 子育てへの支援
		(3) 介護への支援
		(4) 生活の安定と自立の促進
	課題 6 政策・方針等の意思決定への男女共同参画	(1) 庁内における男女共同参画
		(2) 地域における男女共同参画
		(3) 新たに取り組みを必要とする分野への男女共同参画

資料No. 5 国分寺市男女平等推進条例

平成 19 年 3 月 29 日
条例第 10 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 性別による権利侵害の禁止等(第 8 条)

第 3 章 基本的施策(第 9 条・第 10 条)

第 4 章 具体的施策(第 11 条—第 17 条)

第 5 章 男女平等推進センター(第 18 条—第 22 条)

第 6 章 苦情等への対応(第 23 条・第 24 条)

第 7 章 男女平等推進委員会(第 25 条・第 26 条)

第 8 章 雑則(第 27 条)

附則

人はだれもが「ただその人である」というだけで、かけがえのない存在です。だれもが等しく尊く、性別にかかわらず平等です。

これまで、我が国では個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准し、国際社会における取組と連動して、男女共同参画社会基本法の制定等の法整備が進められてきました。国分寺市においては、昭和 63 年に国分寺市婦人行動計画を策定し、男女平等社会の実現に向けて、市民とともに様々な取組を進めてきました。

しかし、いまだに多くの課題が残されています。ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその役割分担意識に基づく社会の慣行には、個々人の自由な活動や生き方の選択を制限するものがあります。ときには一人の人間としての権利まで

奪われることがあります。ドメスティック・バイオレンスなど性別に起因する暴力はその現れです。これらの課題の解消に向けて一層の努力が必要です。

人はだれもが多様で自由な存在であり、自分らしく生きる権利を有しています。

国分寺市は、すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、認め合い、支え合いながら、ともに生きることのできる男女平等社会の実現を目指して、この条例をつくります。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画社会基本法(平成 11 年法律第 78 号)の理念に基づき、国分寺市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現に関し、基本理念並びに市、市民及び事業者等の責務を定め、市の施策の基本的事項を明らかにするとともに、男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等社会を実現することを目的とする。(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等社会 一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人のおける活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力

し合い、責任を分かち合う社会をいう。

- (2) 市民 市内に住む者又は市内で働く者、学ぶ者若しくは活動する者をいう。
- (3) 事業者等 市内において事業を行うもの及び非営利の活動、公共的活動その他の活動を行うものをいう。
- (4) ジェンダー 生まれついで生物学的性別と異なり、社会通念又は慣習の中にある男性像、女性像等社会によって作られた性別をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校等社会のあらゆる場で、性的な言動により、他の者を不快にさせ、又はその者の対応に対して更なる不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者その他親密な関係にある者(過去に配偶者その他親密な関係にあった者を含む。)による身体的暴力又は精神的、性的若しくは経済的に苦痛を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女平等社会を実現するため、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 性別にかかわらず性別が、個人として尊重され、性別に起因する差別及び暴力がなく、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、多様な生き方が選択できること。
- (2) 性別の観点から、社会における制度又は慣行をできる限り中立なものにすること。
- (3) 市における政策又は事業者等における方針の立案若しくは決

定をはじめとするあらゆる場に、性別にかかわらず性別が対等に参加できること。

- (4) 性別にかかわらず性別が、家庭内での協力及び社会的支援のもとに、子育て、介護等家族としての役割を果たすことと職場、地域等において活動することとを両立できるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係があることを認識して取組を推進すること。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を実施しなければならない。

- 2 市は、男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策の立案及び決定に当たっては、男女平等社会の実現に配慮しなければならない。
- 3 市は、自らも事業者等であることを認識し、その労働環境において男女平等社会の実現に向けた取組を積極的に推進しなければならない。
- 4 市は、男女平等社会の実現に向けて、市民及び事業者等と協力して取り組まなければならない。
- 5 市は、男女平等社会の実現に向けて、国及び他の地方公共団体と協力して取り組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる場において、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、その活動を行うに当たっては、この条例の基本理念に基づき、男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

2 事業者等は、労働環境の整備に当たっては、その労働者が性別にかかわらず、子育て、介護又は地域活動と、仕事とを両立できるよう努めなければならない。

3 事業者等は、市が実施する男女平等推進施策に協力するよう努めなければならない。

(市民及び事業者等の協力)

第7条 市民及び事業者等は、互いに協力して男女平等社会の実現に向けて取り組むよう努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止等)

第8条 何人も、あらゆる場において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別に起因する差別的行為又は取扱いを行ってはならない。

2 何人も、ドメスティック・バイオレンス、子どもに対する性的暴力その他性別に起因する暴力を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

4 何人も、ストーカー行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条(定義)第2項に規定するストーカー行為をいう。)を行ってはならない。

5 何人も、外部に情報を提供するときは、前各項に規定する禁止行為及び取扱い並びにジェンダーによる固定的な役割分担を助長する表現を行わないよう配慮しなければならない。

第3章 基本的施策 (行動計画等)

第9条 市長は、この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女平等推進行動計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女平等推進行動計画の策定及び変更にあたっては、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴くとともに、市民及び事業者等の意見を反映するよう努めなければならない。

3 市長は、男女平等推進行動計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、男女平等推進行動計画に基づく施策の実施状況について、第25条に規定する国分寺市男女平等推進委員会の意見を聴いて年次報告書を作成し、公表しなければならない。

第4章 具体的施策

(啓発活動及び教育による普及)

第11条 市は、男女平等社会の実現に関し、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場を通じて、市民及び事業者等の理解を深めるよう必要な措置を講じなければならない。

(雇用の分野における施策)

第12条 市は、雇用の分野における男女平等社会の実現に向けた取組を進めるため、事業者等に対する情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市は、市と契約を締結した事業者等に対し、男女平等推進施策に関する広報及び調査への協力を求めることができる。

(生涯にわたる健康への支援)

第13条 市は、男女が対等な関係の下、妊娠、出産、更年期等に関して互いに理解し、尊重し合い、男女

が生涯を通じて健康な生活を営むことができるよう必要な措置を講じなければならない。

(ドメスティック・バイオレンス等の防止)

第 14 条 市は、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(委員構成)

第 15 条 市は、附属機関等の委員の構成に当たっては、男女の意見がともに会議に反映されるよう努めなければならない。

(調査研究)

第 16 条 市は、男女平等社会の実現のため、必要な調査研究を行わなければならない。

(財政上の措置等)

第 17 条 市は、男女平等社会の実現のため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

第 5 章 男女平等推進センター

(設置)

第 18 条 この条例の基本理念に基づき、男女平等推進施策を実施し、市民及び事業者等による男女平等社会の実現に向けた取組を支援するため、国分寺市立男女平等推進センター(以下「男女平等推進センター」という。)を設置する。

(位置)

第 19 条 男女平等推進センターの位置は、次のとおりとする。

国分寺市光町一丁目 46 番地 8

(愛称)

第 20 条 男女平等推進センターの愛称は、「ライツこくぶんじ」とする。

(事業)

第 21 条 男女平等推進センターは、次に掲げる事業を行う。

(1) 情報及び学習の機会の提供

(2) 市民及び事業者等相互の交流の機会及び場の提供

(3) 相談に関する事業

(4) 図書及び資料の収集並びに提供に関する事業

(5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事業

(管理及び運営)

第 22 条 この章に定めるもののほか、男女平等推進センターの管理及び運営に関する事項は、別に定める。

第 6 章 苦情等への対応

(施策への苦情又は改善提案の申出への対応)

第 23 条 市長は、市が実施する男女平等推進施策又は男女平等社会の実現に影響を及ぼすと認められる施策に関する市民からの苦情又は改善提案に対し、適切に対応しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、男女平等推進施策に係る重要事項と認めるときは、第 25 条に規定する国分寺市男女平等推進委員会に諮問しなければならない。

(性別に起因する人権侵害に係る相談への対応)

第 24 条 市長は、性別に起因する人権侵害に係る相談については、関係機関、関係団体等と連携を図るとともに、相談した者に配慮した対応に努めなければならない。

第 7 章 男女平等推進委員会

(男女平等推進委員会の設置及び組織)

第 25 条 市の男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、国分寺市男女平等推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申するほか、当該事項について市長に建議することができる。

- (1) 男女平等推進施策に係る重要事項に関すること。
- (2) 男女平等推進行動計画の進捗よく状況に関すること。
- 3 委員会は、次に掲げる委員 10 人以内をもって組織し、市長が委嘱する。
 - (1) 男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表者 4 人以内
 - (2) 公募により選出された市民 3 人以内
 - (3) 識見を有する者 3 人以内
- 4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
(委員会の会議)
- 第 26 条 委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例(平成 11 年条例第 26 号)第 5 条(会議の

公開)ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- 6 委員会の庶務は、市民生活部男女平等人権課において処理する。

第 8 章 雑則

(委任)

- 第 27 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に存する国分寺市女性行動計画は、この条例第 9 条第 1 項の規定により策定された男女平等推進行動計画とみなす。

(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止)

- 3 国分寺市男女平等推進委員会条例(平成 3 年条例第 8 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(国分寺市男女平等推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例第 3 条第 2 項の規定に基づき委嘱された委員については、この条例第 25 条第 3 項の規定により委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、旧条例の規定に基づき委嘱された期間を控除した期間とする。

(国分寺市立女性センター条例の一部改正)

- 5 国分寺市立女性センター条例(平成 6 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

資料No.6 国分寺市男女平等推進協議会設置規程

平成10年8月24日
訓令第15号

(設置)

第1条 国分寺市における男女平等社会の実現のための施策(以下「男女平等推進施策」という。)を総合的に推進するため、国分寺市男女平等推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(平成19年訓令第25号・一部改正)

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 男女平等推進施策の総合調整
- (2) 男女平等推進行動計画の策定及び進行管理に関すること。
- (3) その他男女平等推進施策に関する重要事項

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(組織)

第3条 推進協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 政策部長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 福祉保健部長
- (6) 子ども福祉部長
- (7) 教育次長

(平成14年訓令第5号・平成16年訓令第24号・平成18年訓令第36号・平成19年訓令第5号・平成23年訓令第22号一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置き、会長は副市長、副会長は市民生活部長をもって充てる。

2 会長は、推進協議会を代表し、推進協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平成16年訓令第24号・全改、平成18年訓令第36号・一部改正)

(推進協議会の会議)

第5条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

(平成16年訓令第24号・一部改正)

(男女平等推進専門委員会)

第6条 推進協議会に男女平等推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は、第2条第2号及び第3号に規定する事項について調査検討し、その結果を会長に報告する。

(平成16年訓令第24号・平成19年訓令第25号・一部改正)

(専門委員会の組織)

第7条 専門委員会は、次に掲げる部の職員14人以内をもって組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 政策部 2人以内
- (2) 総務部 1人
- (3) 市民生活部 2人以内
- (4) 福祉保健部 3人以内
- (5) 子ども福祉部 2人以内
- (6) 教育部 4人以内

(平成19年訓令第27号・全改、平成21年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の委員長及び副委員長)

第8条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、会長が指名する。

2 委員長は、専門委員会を代表し、専門委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたと

きは、その職務を代理する。
(平成16年訓令第24号・一部改正)

(専門委員会の会議)

第9条 専門委員会の会議は、委員長が召集し、委員長は、会議の議長となる。
(平成16年訓令第24号・一部改正)

(任期)

第10条 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専門委員が欠けた場合における補欠専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(平成19年訓令第25号・追加)

(意見の聴取等)

第11条 推進協議会及び専門委員会(以下「推進協議会等」という。)は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員等以外の者から資料の提出を求めることができる。
(平成16年訓令第24号・追加, 平成19年訓令第25号・旧第14条線上・

一部改正)

(庶務)

第12条 推進協議会等の庶務は、市民生活部男女平等人権課において処理する。
(平成14年訓令第5号・一部改正, 平成16年訓令第24号・旧第10条線下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第15条線上)

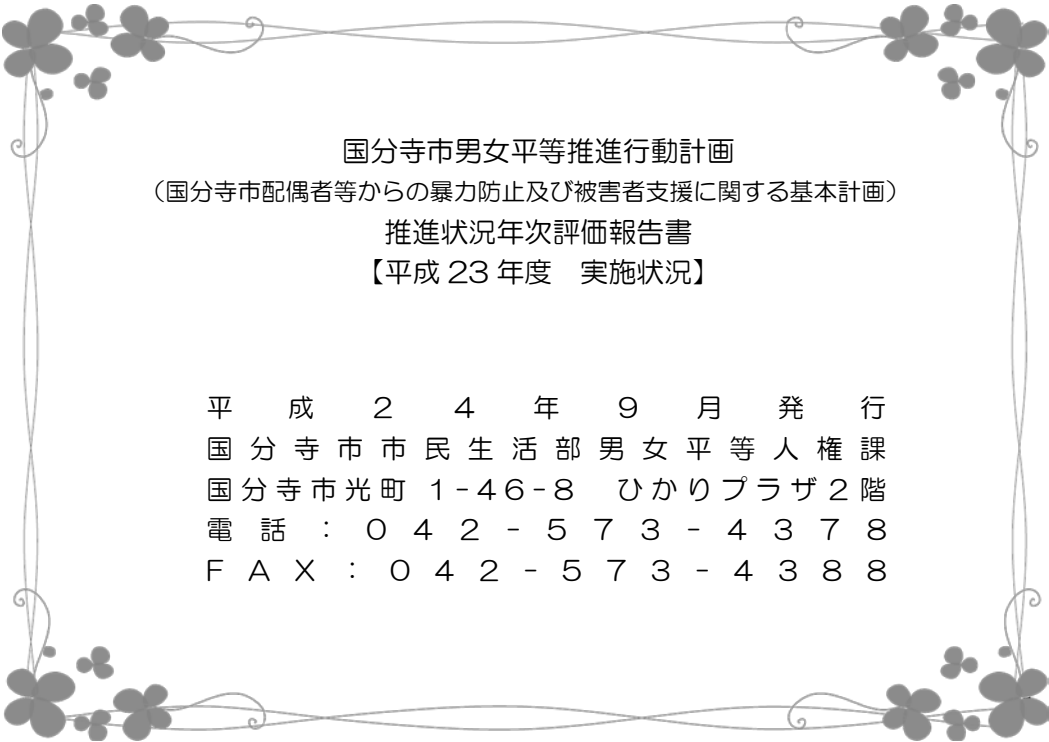
(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか推進協議会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(平成16年訓令第24号・旧第11条線下・一部改正, 平成19年訓令第25号・旧第16条線上)

附 則

この訓令は、平成10年9月1日から施行する。
…以下省略





国分寺市男女平等推進行動計画
(国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)
推進状況年次評価報告書
【平成23年度 実施状況】

平成24年9月発行
国分寺市市民生活部男女平等人権課
国分寺市光町1-46-8 ひかりプラザ2階
電話：042-573-4378
FAX：042-573-4388